

**平成 27 年度 春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画）
新旧対照表（案）**

平成 27 年度 春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
2	4	第 1 編 総則 第 1 章 計画の策定方針 第 3 節 計画の運用 2 他の計画との関係 この計画は、春日井市の地域に係る風水害等の対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長、指定公共機関等が作成する防災業務計画や愛知県地域防災計画等の他の計画との整合を図る。また、この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）に基づき、知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。 （追加）	第 1 編 総則 第 1 章 計画の策定方針 第 3 節 計画の運用 2 他の計画との関係 (1) この計画は、春日井市の地域に係る風水害等の対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長、指定公共機関等が作成する防災業務計画や愛知県地域防災計画等の他の計画との整合を図る。また、この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）に基づき、知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。 (2) この計画の国土強靱化に関する部分は、<u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保つものとする。</u>	国土強靱化基本計画の策定
2	20	第 4 節 災害の想定 この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口・都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定した。 この計画の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。 <u>1</u> 台風による災害 <u>2</u> 集中豪雨等異常気象による災害 <u>3</u> 航空機事故による災害 <u>4</u> その他大規模な災害、事故	第 4 節 災害の想定 この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口・都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定した。 この計画の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。 <u>1</u> 想定した主な災害 (1) 台風による災害 (2) 集中豪雨等異常気象による災害 (3) 航空機事故による災害 (4) その他大規模な災害、事故 <u>2</u> 水防対策において参考とする浸水想定 <u>台風や集中豪雨等による洪水による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第 14 条に基づき指定された浸水想定区域の資料を参考とする。</u>	浸水想定追加

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
9	13	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 5 指定公共機関				第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 5 指定公共機関				構成の整理
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	ソフトバンクモ バイル(株)の追加
		西日本電信 電話株式会 社 株式会社N T T ドコモ K D D I 株 式会社	1 防災応急 対策を実施 するために 必要な公衆 通信施設の 整備 2 発災後に 備えた災害 応急対策用 資機材及び 人員の配備	1 災害時に おける情報 等の正確か つ迅速な収 集及び伝達 2 災害応急 措置の実施 に必要な通 信設備の優 先的利用 3 災害時に おける公衆 通信の確保 4 気象等警 報の市への 連絡 5 電話サー ビス契約約 款等に基づ く災害関係 電報電話料 金等の免除	1 被災施設 及び設備 の早期復 旧 2 災害時に おける携 帯電話の 通信確保 並びに被 災施設及 び設備の 早期復旧	西日本電信 電話株式会 社	発災後に備 えた災害応急 対策用資機材 及び人員の配 備	1 災害時に おける情報 等の正確か つ迅速な収 集及び伝達 2 災害応急 措置の実施	被災施設 及び設備の 早期復旧	
						エヌ・ティ・ ティ・コミュ ニケーショ ンズ株式会 社	発災後に備 えた災害応急 対策用資機材 及び人員の配 備	1 災害時に おける情報 等の正確か つ迅速な収 集及び伝達 2 災害応急 措置の実施	被災施設 及び設備の 早期復旧	

頁	行	修 正 前	修 正 後				備 考
					に必要な通信設備の優先的利用 <u>3 災害時における通信の確保</u> <u>4 電話サービス契約約款等に基づく災害関係電報電話料金等の免除</u>		
			<u>K D D I 株式会社</u>		<u>1 災害対策本部の設置及び災害応急対策</u> <u>2 災害時における電気通信の確保</u> <u>3 災害応急措置の実施に必要な通信に対する、防災関係機関からの要請による優先的な対応</u>	<u>被災施設及び設備の早期復旧</u>	
			<u>株式会社 N T T ドコモ</u>	<u>発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備</u>	<u>1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達</u>		

頁	行	修 正 前		修 正 後				備 考						
						<u>2 災害応急措置の実施に必要な通信設備の優先的利用</u>								
				<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>		<u>1 災害時における重要通信の確保</u> <u>2 災害応急措置の実施に必要な通信に対する、防災関係機関からの要請による優先的な対応</u> <u>3 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達</u>	<u>被災した電気通信設備等の早期復旧</u>							
9	43	<table><tr><th>機関名</th><th>災害応急対策</th></tr><tr><td>日本郵便株式会社</td><td>(追加)</td></tr></table>	機関名	災害応急対策	日本郵便株式会社	(追加)		<table><tr><th>機関名</th><th>災害応急対策</th></tr><tr><td>日本郵便株式会社</td><td><u>6 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除</u></td></tr></table>	機関名	災害応急対策	日本郵便株式会社	<u>6 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除</u>		対策の追加
機関名	災害応急対策													
日本郵便株式会社	(追加)													
機関名	災害応急対策													
日本郵便株式会社	<u>6 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除</u>													
10	26	<table><tr><th>機関名</th><th>災害応急対策</th></tr><tr><td>日本通運株式会社</td><td><u>災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対する配車</u></td></tr></table>	機関名	災害応急対策	日本通運株式会社	<u>災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対する配車</u>		<table><tr><th>機関名</th><th>災害応急対策</th></tr><tr><td>日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株</td><td><u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</u></td></tr></table>	機関名	災害応急対策	日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</u>		機関の追加 対策の追加
機関名	災害応急対策													
日本通運株式会社	<u>災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対する配車</u>													
機関名	災害応急対策													
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</u>													

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
				式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社		
		中部電力株式会社、電源開発株式会社	1 (略) (追加)	中部電力株式会社、電源開発株式会社	1 (略) 2 電力不足時の他電力会社との電力の融通	
11	33	6 指定地方公共機関 (表略) 資料 「様式・資料集」防災関係機関(資料8-1)		6 指定地方公共機関 (表略) 資料 「様式・資料集」防災関係機関等一覧(資料8-1)		語句の整理
18	8	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 5 防災思想の普及 (3) 企業防災の促進 (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況(資料5-1~31)		第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 5 防災思想の普及 (3) 企業防災の促進 (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況(資料5-1~65)		資料番号の整理
20	19	第3節 非常用物資の備蓄 1 食糧及び生活必需品 (1) 個人備蓄 各家庭においては、 <u>最低3日分</u> の食糧及び生活必需品を備蓄する。		第3節 非常用物資の備蓄 1 食糧及び生活必需品 (1) 個人備蓄 各家庭においては、 <u>3日以上(可能な限り1週間分程度)</u> の食糧及び生活必需品を備蓄する。		対策の整理
24	27	第4節 消防救急体制の整備 3 危険物施設の予防対策 (3) 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質 (略) 資料 「様式・資料集」高圧ガス大量保有事業所(資料1-7)		第4節 消防救急体制の整備 3 危険物施設の予防対策 (3) 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質 (略) 資料 「様式・資料集」高圧ガス大量保有事業所 <u>(液化石油ガス)</u> (資料1-7)		語句の整理
25	29	第5節 応急医療体制の整備 1 医療体制の整備 (2) <u>後方医療体制の整備</u> <u>市内の後方医療支援病院として重傷患者受入れ施設を指定する。また、必要に応じ、市外の医療施設に広域的後方医療活動を要請できる体制を整える。</u> <u>なお、搬送が必要な多数の傷病者を想定して、救急車、</u>		第5節 応急医療体制の整備 1 医療体制の整備 (2) <u>広域医療体制の整備</u> <u>県が2次医療圏ごとに設置する地域災害医療対策会議を通じて、広域医療体制の整備を行う。</u> <u>また、搬送が必要な多数の傷病者を想定して、救急車、</u>		対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		ヘリコプター等のほか、ボランティア団体による移送手段や燃料及び車両等の確保について連携体制の整備を図る。	ヘリコプター等のほか、ボランティア団体による移送手段や燃料及び車両等の確保について連携体制の整備を図る。	
26	15	3 医薬品等の確保 (1) 医薬品 災害時の緊急医療活動に利用できるよう総合保健医療センターの医薬品の在庫の拡充を図る。また、流通機関及び市内後方医療支援病院における医薬品の確保を図るとともに、開業医及び薬局の備蓄確保も要請していく。 (2) 衛生用品及び常備薬 指定避難所（小学校保健室）における備蓄とその拡充を図るとともに、家庭内備蓄を奨励する。	3 医薬品等の確保 (1) 医薬品 「春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書」に基づき、一般社団法人春日井市薬剤師会の協力のもと、各会員薬局において、日頃から災害時医療用医薬品の備蓄を行う。 (2) 衛生用品及び常備薬 指定避難所（小学校保健室）における備蓄とその拡充を図るとともに、家庭内備蓄を奨励する。	対策の整理
29	21	第2章 市民の防災行動力の向上 2 自主防災組織の育成 (3) (略) 資料 「様式・資料集」自主防災組織に対する防災用資機材の貸与（資料3－1－(8)）	第2章 市民の防災行動力の向上 2 自主防災組織の育成 (3) (略) 資料 「様式・資料集」自主防災組織に対する防災用資機材の貸与（資料3－1－(9)）	資料番号の整理
30	19	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 風水害等の災害時において、児童、生徒及び<u>幼・保育園児</u>（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小・中学校<u>及び幼・保育園</u>（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 風水害等の災害時において、児童、生徒、<u>幼・保育園児及び認定こども園の園児</u>（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小・中学校、<u>幼・保育園及び認定こども園</u>（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。	対策の整理
32	27	第3節 防災ボランティアとの連携 1 連携協力体制の推進 ボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進し、市社会福祉協議会を始め関係団体が連携協力して災害時の活動が円滑にできるよう、団体相互の協力・連絡体制の整備に努める。 市及び県は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県は、ボランティアコーディネーターの養成	第3節 防災ボランティアとの連携 1 連携協力体制の推進 ボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進し、市社会福祉協議会を始め関係団体が連携協力して災害時の活動が円滑にできるよう、団体相互の協力・連絡体制の整備に努める。 市及び県は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、<u>市及び県</u>は、ボランティアコーディネーター	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識、技術の向上を図るためのフォローアップ研修を開催する。 なお、<u>フォローアップ研修には、市が養成したボランティアコーディネーターについても受講させるものとする。また、市においては、ボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。</u>	の養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識、技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を開催する。 なお、<u>市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</u>	
33	30	第4節 要配慮者の安全対策（略） また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「<u>市町村災害時要援護者支援体制マニュアル</u>」などを活用するものとする。	第4節 要配慮者の安全対策<u>及び避難行動の促進対策</u>（略） また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「<u>市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル</u>」などを活用するものとする。	県マニュアル改定による整理
35	22	3 要配慮者の防災教育及び防災訓練（3）（略）（追加）	3 要配慮者の防災教育及び防災訓練（3）（略） <u>ウ 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</u>	対策の追加
36	23	9 要配慮者<u>関連施設</u>に係る災害対策 災害時に、自主避難が困難な要配慮者<u>入所施設</u>に係る土砂災害対策等の推進を図る。 （1） 山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者<u>関連施設</u>を調査し、把握する。	9 要配慮者<u>利用施設</u>に係る災害対策 災害時に、自主避難が困難な要配慮者<u>利用施設</u>に係る土砂災害対策等の推進を図る。 （1） 山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者<u>利用施設</u>を調査し、把握する。	語句の整理
37	10	（追加）	<u>10 避難行動の促進対策</u> （1） <u>避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u> （2） <u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u> （3） <u>あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。</u> <u>(4) さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</u> <u>11 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</u> <u>(1) マニュアルの作成</u> <u>避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</u> <u>ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること</u> <u>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること</u> <u>(ア) 気象予警報及び気象情報</u> <u>(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報</u> <u>(ウ) 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報</u> <u>ウ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）を参考にすること</u> <u>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</u> <u>(ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）</u> <u>(イ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区等）</u> <u>オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u> <u>(2) 判断基準の設定に係る助言</u> <u>判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			(3) 判断のための助言を求めるための事前準備 <u>避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u> 12 避難誘導等に係る計画の策定 (1) 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 <u>市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。</u> ア 市の避難計画 <u>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</u> (イ) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 (i) 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 (ii) 避難場所、避難所への経路及び誘導方法 (エ) 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 a 給水措置 b 給食措置 c 毛布、寝具等の支給 d 衣料、日用必需品の支給 e 負傷者に対する応急救護 (オ) 避難場所、避難所の管理に関する事項 a 避難場所や避難所の秩序保持 b 避難者に対する災害情報の伝達 c 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底 d 避難者に対する各種相談業務 (カ) 災害時における広報 a 広報車による周知 b 避難誘導員による現地広報 c 住民組織を通ずる広報	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>イ 防災上重要な施設の管理者の留意事項</u> <u>学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。</u> (ア) <u>学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。</u> (イ) <u>義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</u> (ウ) <u>病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。</u> (2) <u>浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市町村における措置</u> <u>浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域のある市は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</u>	
37	10	第5節 帰宅困難者対策 1 基本原則 公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が<u>高い</u>ことから、市は、「<u>むやみに移動を開始しない</u>」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。	第5節 帰宅困難者対策 1 基本原則 市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が<u>ある</u>ことから、<u>次の対策を実施する。</u> (1) <u>帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</u> (追加)	県及び市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。 (2) 事業者による物資の備蓄等の促進 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。 2 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。	
39	8	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 宅地等の安全対策 (5) 治山対策 山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等所在する、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者<u>関連施設の調査結果に基づき、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。</u>	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 宅地等の安全対策 (5) 治山対策 山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者<u>利用施設の調査結果に基づき、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。</u>	語句の整理
39	19	(追加)	(7) <u>土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</u> <u>市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</u> ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警	対策の追加

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
					報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等） イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 オ 救助に関する事項 カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 (2) ハザードマップの作成及び周知 市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。 また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。 (8) (略) (9) (略)			
40	10	危険箇所等の定義			危険箇所等の定義			語句の整理
		土砂災害 危険箇所	土石流危険溪流	土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共施設がある場合を含む）に被害が生じるおそれ	土砂災害 危険箇所	土石流危険溪流	土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、駅、旅館、発電所等の公共施設がある場合を含む）に被害が生じるおそれ	

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
				がある溪流 (略)			がある溪流 (略)	
41	21	第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (1) 道路 ア 道路防災対策 浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等転落防止の安全性の向上を図るとともに、占有者に対して必要な指導を実施する。			第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (1) 道路 ア 道路防災対策 浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。			対策の整理
42	11	(3) 河川等 県は、水害による被害を最小限にくい止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位や河川監視カメラの画像を市水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難体制の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。 市は、浸水想定区域図（国土交通省中部地方整備局・愛知県）を基礎資料とした洪水ハザードマップを活用し、洪水はん濫の状況と避難方向等に係る情報を分かりやすく市民に提供する。 ア（略） イ（略） （追加）			(3) 河川等 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき浸水想定区域を指定するとともに、浸水想定等の情報を提供することにより、市のハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。 また、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。 さらに、市は県と連携し、行政と地域住民のコミュニケーションを重視しながら共に水害に立ち向かう地域協働型の新しい取組である「みずから守るプログラム」を展開する。具体的には、手づくりハザードマップ作成支援や大雨行動訓練実施支援などをNPOと連携して実施する。 市は、浸水想定区域図（国土交通省中部地方整備局・愛知県）を基礎資料とした洪水ハザードマップを活用し、洪水犯濫の状況と避難方向等に係る情報を分かりやすく市民に提供する。 ア（略） イ（略） ウ 浸水想定区域のある市における措置 （ア）市地域防災計画に定める事項 市防災会議は、浸水想定区域の指定のあったときは、市			対策の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。</u> <u>a 洪水予報等の伝達方法</u> <u>b 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> <u>c 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u> <u>(a) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</u> <u>(b) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</u> <u>(c) 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</u> <u>d c を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法</u> <u>(i) 浸水想定区域をその区域に含む市は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</u> <u>エ 地下街等の所有者又は管理者における措置</u> <u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>(ア) 計画の策定</u> <u>単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表</u> <u>(イ) 訓練の実施</u> <u>地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練の実施</u> <u>(ウ) 自衛水防組織の設置</u> <u>地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告</u> <u>オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</u> <u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</u> <u>(ア) 計画の策定</u> <u>要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</u> <u>(イ) 訓練の実施</u> <u>要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</u> <u>(ウ) 自衛水防組織の設置</u> <u>要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</u> <u>カ 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</u> <u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</u> <u>(ア) 計画の策定</u> <u>大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</u> <u>(イ) 訓練の実施</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練の実施</u> <u>(ウ) 自衛水防組織の設置</u> <u>大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</u>	
43	17	3 下水道 (4) 公共下水道事業 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、 <u>はん濫</u> 、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。	3 下水道 (4) 公共下水道事業 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、 <u>氾濫</u> 、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。	語句の整理
44	30	第3節 防災対策施設の整備 2 指定避難所等 (1) 指定避難所の指定 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。 (略)	第3節 防災対策施設の整備 2 指定避難所等 (1) 指定避難所の指定 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める <u>規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準</u> に従って指定するものとする。 (略)	対策の整理
46	25	(4) 避難に関する広報 住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施 <u>する</u> ものとする。 ア (略) イ 避難のための知識の普及 (略) (ウ) <u>避難収容後の心得</u> (5) 避難所の運営体制の整備	(4) 避難に関する広報 住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施 <u>し、住民の意識啓発を図る</u> ものとする。 ア (略) イ 避難のための知識の普及 (略) (ウ) <u>避難場所、避難所滞在中の心得</u> (5) 避難所の運営体制の整備	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		県が平成9年度に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。 (略)	県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、 <u>避難所ごとに</u> 運営体制の整備を図るものとする。 (略)	
50	4	第5章 市民等のとるべき措置 1 家庭においてとるべき措置 (1) 食糧、水、燃料等を <u>最低</u> 3日分は常備し、いつでも取り出せるところに置いておく。	第5章 市民等のとるべき措置 1 家庭においてとるべき措置 (1) 食糧、水、燃料等を3日以上（可能な限り1週間分程度）は常備し、いつでも取り出せるところに置いておく。	対策の整理
55	21	第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 災害警戒本部 (1) 設置 市長は、春日井市に大雨注意報若しくは洪水注意報、台風に伴う強風注意報、庄内川又は八田川に水防警報（準備）が発表されたときは、気象情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。 (2) 組織及び人員 ア 警戒本部は、 <u>次に掲げ警戒本部は、</u> 次に掲げる部、課及び室の職員をもって構成する。 なお、建設部及び総務部の警戒本部員は、警戒本部の業務を統括管理する。	第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 災害警戒本部 (1) 設置 市長は、春日井市に大雨注意報若しくは洪水注意報、台風に伴う強風注意報、庄内川又は八田川に水防警報（準備） <u>、大雪注意報又は大雪警報</u> が発表されたときは、気象情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。 (2) 組織及び人員 ア 警戒本部は、次に掲げる部、課及び室の職員をもって構成する。 なお、建設部及び総務部の警戒本部員は、警戒本部の業務を統括管理する。	対策の整理 誤記の修正

頁	行	修	正	前	修	正	後	備	考																										
55	21	<table><tr><td rowspan="7">警戒本部員</td><td>総務部</td><td>2人</td></tr><tr><td>建設部</td><td>2人</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>2人</td></tr><tr><td>産業部</td><td>2人</td></tr><tr><td>まちづくり推進部</td><td>2人</td></tr><tr><td>上下水道部</td><td>2人</td></tr><tr><td>消防本部通信指令室</td><td></td></tr></table>			警戒本部員	総務部	2人	建設部	2人	健康福祉部	2人	産業部	2人	まちづくり推進部	2人	上下水道部	2人	消防本部通信指令室		<table><tr><th>態勢</th><th>人数</th><th>構成</th></tr><tr><td>初動態勢</td><td>2名</td><td>初動当番者 (庁舎内各部の管理職2名を輪番制で指定)</td></tr><tr><td>第1次態勢</td><td>6名</td><td>1次当番者 (初動当番者2名に加え、庁内の総務部・建設部・産業部・健康福祉部・まちづくり推進部・上下水道部・消防本部のうち管理職4名を輪番制で指定)</td></tr><tr><td>第2次態勢</td><td>12名</td><td>2次当番者 (消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定)</td></tr></table> (注) 通信指令室職員は、通常の勤務体制で対応する。			態勢	人数	構成	初動態勢	2名	初動当番者 (庁舎内各部の管理職2名を輪番制で指定)	第1次態勢	6名	1次当番者 (初動当番者2名に加え、庁内の総務部・建設部・産業部・健康福祉部・まちづくり推進部・上下水道部・消防本部のうち管理職4名を輪番制で指定)	第2次態勢	12名	2次当番者 (消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定)	
警戒本部員	総務部	2人																																	
	建設部	2人																																	
	健康福祉部	2人																																	
	産業部	2人																																	
	まちづくり推進部	2人																																	
	上下水道部	2人																																	
	消防本部通信指令室																																		
態勢	人数	構成																																	
初動態勢	2名	初動当番者 (庁舎内各部の管理職2名を輪番制で指定)																																	
第1次態勢	6名	1次当番者 (初動当番者2名に加え、庁内の総務部・建設部・産業部・健康福祉部・まちづくり推進部・上下水道部・消防本部のうち管理職4名を輪番制で指定)																																	
第2次態勢	12名	2次当番者 (消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定)																																	
56	14	3	災害対策本部	(1) 設置 ア (略) イ 対策本部は、市庁舎6階 <u>研修室</u> に置く。	3	災害対策本部	(1) 設置 ア (略) イ 対策本部は、市庁舎6階 <u>災害対策室</u> に置く。	語句の整理																											
59	1	5	配備態勢等	(1) 配備態勢 ア (略) イ (略) ウ (略)	5	配備態勢等	(1) 配備態勢 ア (略) イ (略) ウ (略)	対策の整理																											

頁	行	修 正 前					修 正 後					備 考
		本部配備態勢					本部配備態勢					
		種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容	種別	配備基準	配備要員	主な活動内容		
		警戒態勢	1 (略) 2 (略) 3 (略) (追加)	警戒本部	(略)	(略)	警戒本部	初動態勢 ----- 第1次態勢 ----- 第2次態勢	1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 春日井市に大雪注意報又は大雪警報が発表されたとき。	(略)	(略)	
		第1次非常配備態勢	1 春日井市に大雨警報（浸水害・土砂災害）又は洪水警報が発表されたとき。 2 春日井市に暴風警報が発表されたとき。 3 庄内川又は八田川に水防警報（出動）が発表されたとき。	対策本部	1 部長及び総括担当者全員 2 補佐職及び主査職の概ね半数 3 市民安全課全員、河川排水課及び下水建設課は全員 4 避難部及び指定避難所配備職員は全員	1 被害状況の調査 2 危険箇所の調査 3 被害情報の収集及び伝達 4 災害に対する緊急対策 5 避難所の開設	対策本部	初動態勢 第1次非	1 春日井市に大雨警報（浸水害・土砂災害）又は洪水警報が発表されたとき。 2 春日井市に暴風警報が発表されたとき。 3 庄内川又は八田川に水防警報（出動）が発表されたとき。	1 部長全員 2 各課管理職1名 3 市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 4 技術部の課は、別に指示する職員 5 避難部及び指定避難所配備職員は全員 1 部長及び総括担当者	1 被害状況の調査 2 危険箇所の調査 3 被害情報の収集及び伝達 4 災害に対する緊急対策 5 避難所の開設	

頁	行	修 正 前					修 正 後					備 考					
							常配 備態 勢		<u>全員</u> <u>2 補佐職及び主査職の概ね半数</u> <u>3 市民安全課全員、河川排水課及び下水建設課は全員</u> <u>4 避難部及び指定避難所配備職員は全員</u>								
		第 2 次非常配備態勢	(略)	<u>対策本部</u>	(略)	(略)	第 2 次非常配備態勢	(略)	(略)	(略)							
(注) 1 ～ 3 (略) 4 指定避難所配備職員は、文化財課、救護福祉部及び消防補助員のうち、あらかじめ各指定避難所への配備が指定されている者をいう。																	
施設配備態勢 <table><tr><th>種別</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr><tr><td>(追加)</td><td></td><td></td></tr></table>												種別	配備要員	主な活動内容	(追加)		
種別	配備要員	主な活動内容															
(追加)																	
(注) 1 ～ 3 (略) 4 指定避難所配備職員は、文化財課、<u>図書館</u>、救護福祉部及び消防補助員のうち、あらかじめ各指定避難所への配備が指定されている者をいう。																	
施設配備態勢 <table><tr><th>種別</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr><tr><td><u>初動態勢</u></td><td><u>スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職 1 名</u></td><td><u>1 施設の点検及び被害状況の確認伝達</u> <u>2 追認避難所の開設 (必要に応じて)</u></td></tr></table>												種別	配備要員	主な活動内容	<u>初動態勢</u>	<u>スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職 1 名</u>	<u>1 施設の点検及び被害状況の確認伝達</u> <u>2 追認避難所の開設 (必要に応じて)</u>
種別	配備要員	主な活動内容															
<u>初動態勢</u>	<u>スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職 1 名</u>	<u>1 施設の点検及び被害状況の確認伝達</u> <u>2 追認避難所の開設 (必要に応じて)</u>															

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考																																
		第 1 次非常 配備態勢	施設長 ほか 1 名	1 施設の点検及び被害 状況の確認伝達 2 追認避難所の開設 (必要に応じて)	第 1 次非常 配備態勢	施設長 ほか 1 名																																		
		第 2 次非常 配備態勢	(略)	(略)	第 2 次非常 配備態勢	(略)	(略)																																	
63	2	第 2 節 広域応援等の要請及び受入れ 3 他の市町村に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条） (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局 <table><tr><td>大口町</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>0587-95-1111</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>(略)</td></tr></table> ア (略) イ (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における相互応援に関する協 定（資料 5－7） (2) 特例市応援要請手続き 春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要 請する。なお、平成23、24、25、26 年度は、春日井市が代 表市となっている。 ア (略) イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 西日本ブロック代表市 春日井市 <table><tr><td>担当課</td><td>住所</td><td>連絡先</td><td>電話 FAX</td></tr><tr><td>市民安全課</td><td>春日井市鳥居松町 5－ 44</td><td>0568-85-6072</td><td>0568-83-9988</td></tr></table> (資料 5－8) 3 近隣市町及び災害時相互応援協定締結地方自治体に対する 応援要請等 市長は、災害の規模等必要に応じて災対法に基づく応援要 請等を行う。			大口町	(略)	(略)	0587-95-1111				(略)	担当課	住所	連絡先	電話 FAX	市民安全課	春日井市鳥居松町 5－ 44	0568-85-6072	0568-83-9988	第 2 節 広域応援等の要請及び受入れ 3 他の市町村に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条） (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局 <table><tr><td>大口町</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>0587-95-1966</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>(略)</td></tr></table> ア (略) イ (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における相互応援に関する協 定（資料 5－1） (2) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要 請する。なお、平成27、28 年度は、明石市が代表市となっ ている。 ア (略) イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 西日本ブロック代表市 明石市 <table><tr><td>担当課</td><td>住所</td><td>連絡先</td><td>電話 FAX</td></tr><tr><td>総合安全対 策局</td><td>兵庫県明石市中崎 1－ 5－1</td><td>078-918-5069</td><td>078-918-5140</td></tr></table> (資料 5－2) 4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結地方自治体に対する 応援要請等 市長は、災害の規模等必要に応じて災対法に基づく応援要 請等を行う。			大口町	(略)	(略)	0587-95-1966				(略)	担当課	住所	連絡先	電話 FAX	総合安全対 策局	兵庫県明石市中崎 1－ 5－1	078-918-5069	078-918-5140	情報の整理
大口町	(略)	(略)	0587-95-1111																																					
			(略)																																					
担当課	住所	連絡先	電話 FAX																																					
市民安全課	春日井市鳥居松町 5－ 44	0568-85-6072	0568-83-9988																																					
大口町	(略)	(略)	0587-95-1966																																					
			(略)																																					
担当課	住所	連絡先	電話 FAX																																					
総合安全対 策局	兵庫県明石市中崎 1－ 5－1	078-918-5069	078-918-5140																																					

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考		
		<u>行う。</u> <u>ア 非常扱いの通話</u> <u>天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある</u> <u>と認められる場合、別に定める事項を内容とする通話につい</u> <u>ては、すべての通話に優先して接続される。</u> <u>イ 緊急扱いの通話</u> <u>火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合、別に</u> <u>定める事項を内容とする通話については、一般通話に優先し</u> <u>て接続される。</u> <u>(4)</u> <u>(5)</u>	<u>(3)</u> <u>(4)</u>			
73	7	第2節 気象情報等の収集及び伝達 1 気象情報 (1) 情報伝達系統 図中「<u>NTTマーケティングアクト104 大阪センタ</u>」 (注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。	第2節 気象情報等の収集及び伝達 1 気象情報 (1) 情報伝達系統 図中「<u>西日本電信電話㈱</u>」 (注) <u>1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</u> <u>2 気象庁本庁から西日本電信電話㈱（NTT マーケティングアクト福岡104 センタ）には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</u>	情報の整理		
78	1	2 水防情報 (1) 水防情報伝達系統 ア 庄内川洪水予報 図中「<u>NTTマーケティングアクト104 大阪センタ</u>」 図中 <table border="1"><tr><td>市民等</td></tr></table> (追加)	市民等	2 水防情報 (1) 水防情報伝達系統 ア 庄内川洪水予報 図中「<u>西日本電信電話㈱</u>」 図中 <table border="1"><tr><td>市民等</td></tr></table> <u>※ 西日本電信電話㈱は、当該業務をNTTマーケティングアクト福岡104センタで行っている。</u>	市民等	情報の整理
市民等						
市民等						

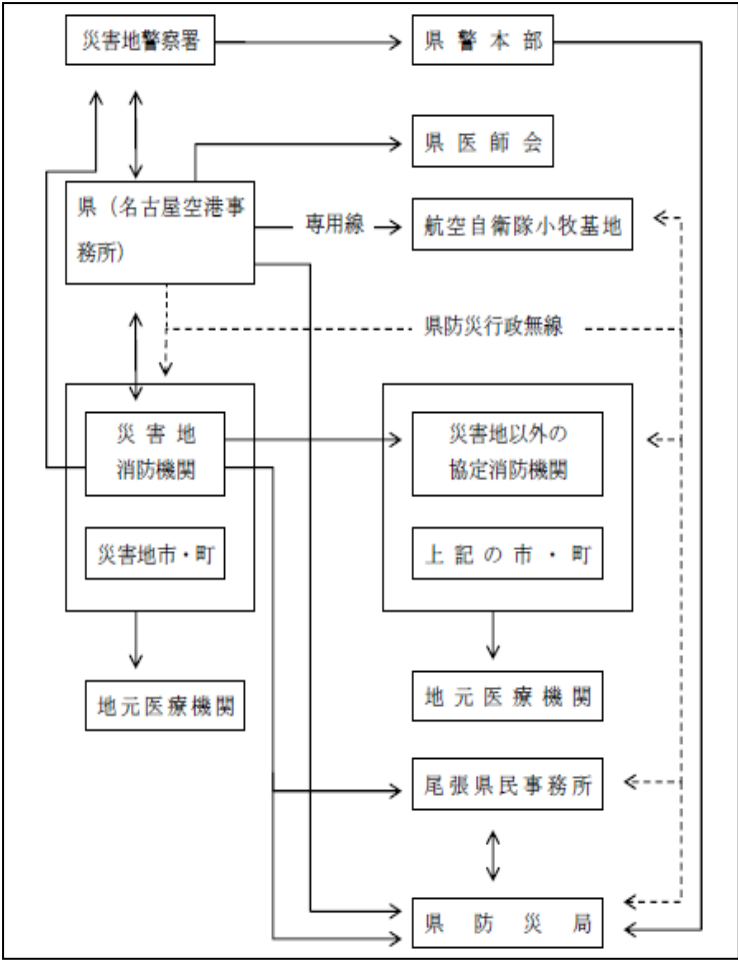
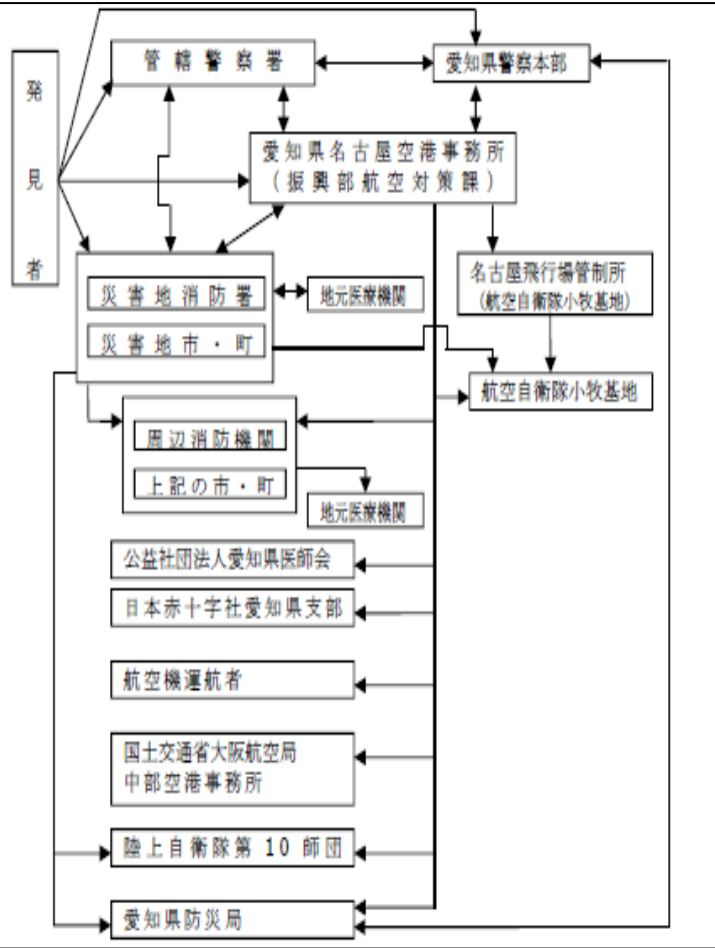
頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																
79	1	エ 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）） ・内津川・八田川（略） ・八田川避難判断水位 5.00m 避難判断水位とは、「はん濫注意水位を超える水位であって、住民が避難を開始すべき水位」 ・警戒水位に達した旨の伝達方法（略） ・伝達方法の周知方法（略）	エ 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）） ・内津川・八田川（略） ・八田川避難判断水位 5.00m 避難判断水位とは、「 <u>氾濫</u> 注意水位を超える水位であって、住民が避難を開始すべき水位」 ・警戒水位に達した旨の伝達方法（略） ・伝達方法の周知方法（略）	語句の整理																																
79	21	(2) 水防予警報の発表基準等 ア 庄内川洪水予報 中部地方整備局と名古屋地方気象台が共同して、庄内川に洪水のおそれがあると予想したとき発表するものをいう。 <table><tr><th>種類</th><th></th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="2">洪水注意報</td><td>はん濫注意情報</td><td>基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。</td></tr><tr><td>解除</td><td>洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。</td></tr><tr><td>洪水警報</td><td>はん濫警戒情報</td><td>基準地点の水位がはん濫危険水位程度又ははん濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお、水位上昇が見込まれるときに発表する。</td></tr><tr><td></td><td>はん濫危険情報</td><td>はん濫危険水位に到達したときに発表する。</td></tr><tr><td></td><td>はん濫発生情報</td><td>堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸</td></tr></table>	種類		発表基準	洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。	解除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。	洪水警報	はん濫警戒情報	基準地点の水位がはん濫危険水位程度又ははん濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお、水位上昇が見込まれるときに発表する。		はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達したときに発表する。		はん濫発生情報	堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸	(2) 水防予警報の発表基準等 ア 庄内川洪水予報 中部地方整備局と名古屋地方気象台が共同して、庄内川に洪水のおそれがあると予想したとき発表するものをいう。 <table><tr><th>種類</th><th></th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="2">洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。</td></tr><tr><td>解除</td><td>洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。</td></tr><tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫警戒情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお、水位上昇が見込まれるときに発表する。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td>氾濫危険水位に到達したときに発表する。</td></tr><tr><td>氾濫発生情報</td><td>堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸</td></tr></table>	種類		発表基準	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。	解除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。	洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお、水位上昇が見込まれるときに発表する。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したときに発表する。	氾濫発生情報	堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸	語句の整理
種類		発表基準																																		
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。																																		
	解除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。																																		
洪水警報	はん濫警戒情報	基準地点の水位がはん濫危険水位程度又ははん濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお、水位上昇が見込まれるときに発表する。																																		
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達したときに発表する。																																		
	はん濫発生情報	堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸																																		
種類		発表基準																																		
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。																																		
	解除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。																																		
洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお、水位上昇が見込まれるときに発表する。																																		
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したときに発表する。																																		
	氾濫発生情報	堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸																																		

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考																		
				水が確認されたときに発表する。			水が確認されたときに発表する。																			
80	9	イ 水防警報 国土交通大臣が指定した庄内川、知事が指定した八田川において、対象水位観測所の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達するか若しくは、はん濫注意水位(警戒水位)を超えるととき、又は洪水による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は知事が水防を必要とする旨の警報を発するものをいう。 (ア) 水位観測所及び発表基準 (略) (イ) 水防警報の段階及び内容			イ 水防警報 国土交通大臣が指定した庄内川、知事が指定した八田川において、対象水位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達するか若しくは、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるととき、又は洪水による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は知事が水防を必要とする旨の警報を発するものをいう。 (ア) 水位観測所及び発表基準 (略) (イ) 水防警報の段階及び内容			語句の整理																		
		<table><tr><th>段階</th><th>内容</th></tr><tr><td>準備</td><td>はん濫注意水位(警戒水位)を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>			段階	内容	準備	はん濫注意水位(警戒水位)を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの	(略)		<table><tr><th>段階</th><th>内容</th></tr><tr><td>準備</td><td>氾濫注意水位(警戒水位)を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>			段階	内容	準備	氾濫注意水位(警戒水位)を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの	(略)								
段階	内容																									
準備	はん濫注意水位(警戒水位)を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの																									
(略)																										
段階	内容																									
準備	氾濫注意水位(警戒水位)を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの																									
(略)																										
83	10	第3節 被害情報の収集及び伝達 1 情報の収集及び伝達 (2) 情報収集方法 ア 被害概況 (エ) 区・町内会長に対し、電話により区・町内会被害状況調査票（第37号様式）を使用して被害状況を把握する。			第3節 被害情報の収集及び伝達 1 情報の収集及び伝達 (2) 情報収集方法 ア 被害概況 (エ) 区・町内会長に対し、電話により区・町内会被害状況調査票（第 35 号様式）を使用して被害状況を把握する。			資料番号の整理																		
86	2	3 県への報告 (2) 報告の対象となる被害、内容等 ア (略)			3 県への報告 (2) 報告の対象となる被害、内容等 ア (略)			様式番号の整理																		
		<table><tr><th colspan="2">伝達の対象となる被害</th><th>伝達内容</th></tr><tr><td>災害発生状況等</td><td>被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況（全般）</td><td>県様式 1 から 3 によること。</td></tr><tr><td>人、住家被害等</td><td>人的被害</td><td>県様式 4 によること。</td></tr></table>			伝達の対象となる被害		伝達内容	災害発生状況等	被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況（全般）	県様式 1 から 3 によること。	人、住家被害等	人的被害	県様式 4 によること。	<table><tr><th colspan="2">伝達の対象となる被害</th><th>伝達内容</th></tr><tr><td>災害発生状況等</td><td>被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況（全般）</td><td>県様式 1、 2 によること。</td></tr><tr><td>人、住家被害等</td><td>人的被害</td><td>県様式 3 によること。</td></tr></table>			伝達の対象となる被害		伝達内容	災害発生状況等	被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況（全般）	県様式 1、 2 によること。	人、住家被害等	人的被害	県様式 3 によること。	語句の整理
伝達の対象となる被害		伝達内容																								
災害発生状況等	被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況（全般）	県様式 1 から 3 によること。																								
人、住家被害等	人的被害	県様式 4 によること。																								
伝達の対象となる被害		伝達内容																								
災害発生状況等	被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況（全般）	県様式 1、 2 によること。																								
人、住家被害等	人的被害	県様式 3 によること。																								

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
			避難状況、救護所開設状況	県様式 <u>5</u> によること。		避難状況、救護所開設状況	県様式 <u>4</u> によること。	
		公共施設被害	河川・貯水池・ため池等、砂防被害	県様式 <u>6</u> によること。 確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。		河川・貯水池・ため池等、砂防被害	県様式 <u>5</u> によること。 確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。	
			道路被害			道路被害		
			鉄道施設被害			鉄道施設被害		
			電信電話施設被害			電信電話施設被害		
			電力施設被害			電力施設被害		
			ガス施設被害			ガス施設被害		
			水道施設被害			水道施設被害		
			公共土木施設被害			公共土木施設被害		
		イ（略） ウ（略） （表略） 資料 「関連」第4編第1章第2節3 被災証明書の発行			イ（略） ウ（略） （表略） 資料 「関連」第4編第1章第2節3 被災証明書及び罹災証明書の発行			
88	13	4 重要な災害情報の収集及び伝達 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先			4 重要な災害情報の収集及び伝達 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先			愛知県災害対策本部室レイアウトの変更による修正
		第2 非常配備 (警戒体制)		第3 非常配備	第2 非常配備 (警戒体制)		第3 非常配備	
		災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)			災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)			
		庁舎代表	052-961-7211		庁舎代表	052-961-7211		
		内線	2901、2428		内線	2901、2428		
		直通	052-973-4595 (FAX 兼用)		直通	052-973-4595		
		直通	052-973-4595 (電話兼用)		直通	052-973-4596 (電話兼用)		
		総括班	(略)		総括班	(略)		
		総務班	無線発信番号-602-1100		総務班	無線発信番号-602-1101		
		情報班	(略)		情報班	(略)		
			(略)			(略)		
		緊急物資班	無線発信番号-602-2296		(削除)	(削除)		

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
		支援班	(略)	支援班	(略)	
		県民相談	無線発信番号-602-2211、2271、2313、 2522、2602、 <u>2803</u>	県民相談	無線発信番号-602-2271、2313、2522、 2602	
90	23	第4節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (2) マスメディア 市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、広報活動への協力を要請する。また、CATV、地域SNS等の地域メディアへ協力を求める。 (追加) ア (略) イ (略) 資料 「様式・資料集」報道機関発表用資料 (第38号様式)		第4節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (2) マスメディア 市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、広報活動への協力を要請する。また、CATV、地域SNS等の地域メディアへ協力を求める。 <u>特に、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。</u> ア (略) イ (略) 資料 「様式・資料集」報道機関発表用資料 (第36号様式)		対策の整理
91	15	(3) <u>その他の広報手段</u> <u>広報誌または広報号外をできるだけ早期に発行し、避難所等に配布する。</u> <u>また、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等による広報も併せて行う。</u>		(3) <u>多様な情報手段の活用</u> <u>臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</u>		対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
95	1	第3章 消防・救助活動 第1節 消防活動 4 航空機事故による災害対策 (1) 情報の伝達系統 ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合（関係分）	第3章 消防・救助活動 第1節 消防活動 4 航空機事故による災害対策 (1) 情報の伝達系統 ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合（関係分）	情報の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		イ 空港外周辺地域で災害が発生した場合（関係分） （ア）民間航空機の場合  <pre> graph TD A[災害地警察署] --> B[県警本部] B --> C[県医師会] C --> D[県名古屋空港事務所] D -- 専用線 --> E[航空自衛隊小牧基地] D -.-> F[災害地消防機関] F -.-> G[災害地以外 の協定消防機関] G --> H[上記の市・町] H --> I[地元医療機関] F --> J[災害地市・町] J --> K[尾張県民事務所] K --> L[県防災局] E -.-> L L -.-> D </pre>	イ 空港外周辺地域で災害が発生した場合（関係分） （ア）民間航空機の場合  <pre> graph TD A[発見者] --> B[管轄警察署] A --> C[愛知県警察本部] A --> D[愛知県名古屋空港事務所 (振興部航空対策課)] A --> E[災害地消防署] A --> F[災害地市・町] B <--> C C <--> D D --> G[名古屋飛行場管制所 (航空自衛隊小牧基地)] G --> H[航空自衛隊小牧基地] E <--> I[地元医療機関] F --> J[周辺消防機関] J --> K[上記の市・町] K --> L[地元医療機関] D --> M[公益社団法人愛知県医師会] D --> N[日本赤十字社愛知県支部] D --> O[航空機運航者] D --> P[国土交通省大阪航空局 中部空港事務所] D --> Q[陸上自衛隊第10師団] D --> R[愛知県防災局] </pre>	情報の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
98	10	(2) 市の措置 エ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の <u>収容所及び遺体収容所等</u> の設置又は手配を行う。 (略)	(2) 市の措置 エ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の <u>避難所及び遺体安置所等</u> の設置又は手配を行う。 (略)	語句の整理
98	24	(3) 応援協力関係 (略) 資料 「様式・資料集」愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定（資料5－4）	(3) 応援協力関係 (略) 資料 「様式・資料集」愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定（資料5－32）	資料番号の整理
99	24	5 鉄道災害対策 (2) 市の措置 エ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の <u>収容所及び遺体収容所等</u> の設置又は手配を行う。 (略)	5 鉄道災害対策 (2) 市の措置 エ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の <u>避難所及び遺体安置所等</u> の設置又は手配を行う。 (略)	語句の整理
101	11	6 道路災害対策 (2) 市の措置 オ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の <u>収容所及び遺体収容所等</u> の設置又は手配を行う。 (略)	6 道路災害対策 (2) 市の措置 オ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の <u>避難所及び遺体安置所等</u> の設置又は手配を行う。 (略)	語句の整理
103	1	7 大規模火災対策 (2) 市の措置 キ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の <u>収容所及び遺体収容所等</u> の設置又は手配を行う。 (略)	7 大規模火災対策 (2) 市の措置 キ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の <u>避難所及び遺体安置所等</u> の設置又は手配を行う。 (略)	語句の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																		
104	14	8 林野火災対策 (2) 市の措置 キ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の <u>収容所及び遺体収容所等</u> の設置又は手配を行う。 (略)	8 林野火災対策 (2) 市の措置 キ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の <u>避難所及び遺体安置所等</u> の設置又は手配を行う。 (略)	語句の整理																		
105	22	第2節 救助活動 1 人命救助活動 (略) 資料 「様式・資料集」救助用資機材等（資料3－1－(1)） <u>建設機械（資料4－1）</u>	第2節 救助活動 1 人命救助活動 (略) 資料 「様式・資料集」救助用資機材等（資料3－1－(1)）	資料名の削除																		
107	6	第3節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (略) 資料 「様式・資料集」県防災ヘリコプター緊急運行要領（資料6－ <u>5</u> ） 防災ヘリコプター緊急運行基準（資料6－ <u>6</u> ） ヘリポート確保基準（資料6－ <u>7</u> ）	第3節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (略) 資料 「様式・資料集」 <u>愛知</u> 県防災ヘリコプター緊急運行要領（資料6－ <u>6</u> ） 防災ヘリコプター緊急運行基準（資料6－ <u>7</u> ） ヘリポート確保基準（資料6－ <u>8</u> ）	語句の整理 資料番号の整理																		
108	1	5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定 <table><tr><th colspan="2">協定名称</th><th>協定機関</th></tr><tr><td>1</td><td>愛知県内広域消防相互応援協定（資料5－<u>1</u>）</td><td>県内 37 市町村・消防組合</td></tr><tr><td>2</td><td>消防相互応援協定（資料5－<u>2</u>）</td><td>名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、犬山市、小牧市、西春日井広域事務組合、多治見市、春日井市</td></tr></table>	協定名称		協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協定（資料5－ <u>1</u> ）	県内 37 市町村・消防組合	2	消防相互応援協定（資料5－ <u>2</u> ）	名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、犬山市、小牧市、西春日井広域事務組合、多治見市、春日井市	5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定 <table><tr><th colspan="2">協定名称</th><th>協定機関</th></tr><tr><td>1</td><td>愛知県内広域消防相互応援協定（資料5－<u>30</u>）</td><td>県内 37 市町村・消防組合</td></tr><tr><td>2</td><td>消防相互応援協定（資料5－<u>31</u>）</td><td>名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、犬山市、小牧市、西春日井広域事務組合、多治見市、春日井市</td></tr></table>	協定名称		協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協定（資料5－ <u>30</u> ）	県内 37 市町村・消防組合	2	消防相互応援協定（資料5－ <u>31</u> ）	名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、犬山市、小牧市、西春日井広域事務組合、多治見市、春日井市	廃止協定の削除
協定名称		協定機関																				
1	愛知県内広域消防相互応援協定（資料5－ <u>1</u> ）	県内 37 市町村・消防組合																				
2	消防相互応援協定（資料5－ <u>2</u> ）	名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、犬山市、小牧市、西春日井広域事務組合、多治見市、春日井市																				
協定名称		協定機関																				
1	愛知県内広域消防相互応援協定（資料5－ <u>30</u> ）	県内 37 市町村・消防組合																				
2	消防相互応援協定（資料5－ <u>31</u> ）	名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、犬山市、小牧市、西春日井広域事務組合、多治見市、春日井市																				

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
		3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定 (資料5-3)	新城市、豊橋市、豊川市、岡崎市、豊田市、尾三消防組合、長久手町、名古屋市、尾張旭市、小牧市、岩倉市、一宮市、稲沢市、海部東部消防組合、蟹江町、津島市、愛西市、海部南部消防組合、西春日井広域事務組合、東海市、大府市、豊明市、衣浦東部広域連合、春日井市		(削除)				
		4	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定(資料5-4)	愛知県、西春日井広域事務組合、小牧市、名古屋市、春日井市		3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定(資料5-32)	愛知県、西春日井広域事務組合、小牧市、名古屋市、春日井市		
108	18	第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 大規模な災害が発生し、国、他の地方自治体、団体等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察及び消防を始めとする <u>応援隊等</u> の人員、資機材、物資の集結及び集積に必要な防災活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。また、県内の他の市町村への応援が必要となる場合の防災活動拠点としての活用も図る。				第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 大規模な災害が発生し、国、他の地方自治体、団体等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察及び消防を始めとする <u>広域応援部隊等</u> の人員、資機材、物資の集結及び集積に必要な防災活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。また、県内の他の市町村への応援が必要となる場合の防災活動拠点としての活用も図る。				語句の整理 情報の整理
		総合体育館・温水プール駐車場	鷹来町4286番地	0.5ha	緊急消防援助隊専用	総合体育館・温水プール駐車場	南下原町2丁目4番地11	0.5ha	緊急消防援助隊専用	
110	15	第4章 水防活動 第1節 水防体制 2 水防配備態勢 (1) 水防配備態勢の種類及び時期				第4章 水防活動 第1節 水防体制 2 水防配備態勢 (1) 水防配備態勢の種類及び時期				対策の整理

頁	行	修 正 前		修 正 後			備 考
		配備態勢		配備態勢		配備時期	
		警戒態勢	年間を通して水防本部の本部事務局部、動員部、物資供給部、消防公安部、救護福祉部、技術部に所属する各部2名（消防公安部は除く）の職員で情報の収集、連絡ができる体制とする。	春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警報（準備）が発表されたとき。	警戒態勢	初動態勢 2名（庁舎内各部の管理職2名を輪番制で指定） 1次当番者 6名（初動当番者2名に加え、庁内の総務部・建設部・産業部・健康福祉部・まちづくり推進部・上下水道部・消防本部のうち管理職4名を輪番制で指定） 2次当番者 12名（消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）	春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警報（準備）が発表されたとき。
		(追加)		水防初動態勢	水防本部の ・部長全員 ・各課管理職1名 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・技術部の課は、別に指示する職員 ・避難部及び指定避難所配備職員は全員 で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。	春日井市に大雨警報（浸水害・土砂災害）又は洪水警報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警報（出動）が発表されたとき。	

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		水防第1次 配備態勢	水防本部の本部事務 局、動員部、物資供給 部、消防公安部、救護 福祉部、技術部の職員 のうち、 ・部長及び総括担当者 全員・補佐職及び主査 職のおおむね半数・市 民安全課、河川排水課 及び下水建設課は全員 で情報の収集及び市民 からの被害通報による 巡視、調査等ができる 態勢とする。	春日井市に大雨警報 (浸水害・土砂災害)又 は洪水警報が発表され たとき。 庄内川又は八田川に水 防警報(出動)が発表 されたとき。	水防第1次 配備態勢	水防本部の ・部長及び総括担当者 全員 ・補佐職及び主査職の 概ね半数 ・市民安全課全員、河 川排水課及び下水建設 課は全員 ・避難部及び指定避難 所配備職員は全員 で情報の収集及び市民 からの被害通報による 巡視、調査等ができる 態勢とする。		
		水防第2次 配備態勢	水防本部に所属する 職員のうち ・部長及び総括担当者 全員 ・全職員のおおむね半 数 ・市民安全課、河川排 水課及び下水建設課は 全員 で水防活動ができる 態勢とする。	市の全域又は特定の地 域に水害が発生すると 予想されるとき又は大 規模な水害が発生した とき。	水防第2次 配備態勢	水防本部に所属する 職員のうち ・部長及び総括担当者 全員 ・全職員の概ね半数 ・市民安全課、河川排 水課及び下水建設課は 全員 ・避難部及び指定避難 所配備職員は全員 で水防活動ができる 態勢とする。	1 春日井市に大雨特 別警報又は暴風特別 警報が発表されたと き。 2 市の全域又は特定 の地域に水害が発生 すると予想されるとき 又は大規模な水害が 発生したとき。	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
115	13	第 5 章 救援及び救護 第 1 節 避難 (7) 市民への周知 (略) <u>なお、市長は、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。</u>	第 5 章 救援及び救護 第 1 節 避難 (7) 市民への周知 (略) <u>このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</u>	対策の整理
115	30	(10) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、<u>指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。</u> (追加)	(10) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、<u>中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</u> <u>(11) 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。</u> <u>(12) 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。</u> <u>(13) 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体</u> <u>の安全の確保に努めるものとする。</u>	語句の整理 対策の追加
117	27	5 避難所の開設 <u>災害のため、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し保護するための避難所を開設する。</u> (略)	5 避難所の開設 <u>災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。</u> (略)	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
118	29	6 避難所の管理運営 (5) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、<u>避難所</u>に世帯単位での登録を求め、収容能力からみて支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずること。 (6) 常に市の本部と情報連絡を行い、正しい情報を<u>収容者</u>に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。 (追加)	6 避難所の管理運営 (5) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、<u>避難者</u>に世帯単位での登録を求め、<u>避難所ごとに避難している人員の把握に努めること</u>。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。 (6) 常に市の本部と情報連絡を行い、正しい情報を<u>避難者</u>に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。 <u>特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。</u> <u>また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。</u>	対策の整理
119	14	(11) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置を講ずること。 (追加) (12) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、<u>健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者</u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。	(11) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置を講ずること。 <u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</u> (12) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった<u>被災者</u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。	対策の整理 語句の整理
119	22	<u>(14) 自宅で生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。</u> <u>(15)</u> <u>(16)</u>	(削除) <u>(14)</u> <u>(15)</u>	(6) への移動による削除

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
120	30	第2節 給水 5 広域応援の受入れ (略) (追加) 資料 「様式・資料集」 水道災害相互応援に関する覚書（資料5－10） 災害時等の緊急応援給水に関する覚書（資料5－12） 災害時における飲料水の供給に関する協定（資料5－13） 災害時における物資調達に関する協定（資料5－16） (追加)	第2節 給水 5 広域応援の受入れ (略) 6 感染症に対する措置 <u>感染症の発生予防又はまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、県知事から感染症の病原体に汚染された（疑いを含む）生活の用に供される水の管理者に対し、その使用、給水の制限又は禁止を命じられた場合、技術部は県知事の指示に従い、生活の用に供される水の供給を実施する。</u> 資料 「様式・資料集」 水道災害相互応援に関する覚書（資料5－26） 災害時等の緊急応援給水に関する覚書（資料5－28） 災害時における飲料水の供給に関する協定（資料5－29） 災害時における物資調達に関する協定（資料5－40～44） <u>災害時における支援協力に関する協定（資料5－50～51）</u>	対策の追加 資料番号の整理 資料の追加
122	12	第3節 食糧 2 炊出し (1) 主食等の調達 ア 炊出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。なお、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、東海農政局の最寄りの地域課長に	第3節 食糧 2 炊出し (1) 主食等の調達 ア 炊出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。 <u>イ 米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</u> <u>ウ なお、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依</u>	構成の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
		要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。 (追加) イ 副食品、調味料については、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県及び関係機関に協力を要請する。	頼することができるほか、通信途絶などの場合には、東海農政局の最寄りの地域課長に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。 <u>エ 活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。</u> <u>オ</u> 副食品、調味料については、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県及び関係機関に協力を要請する。									
123	29	4 食糧等の調達に関する協定 (略) <table><tr><th>協定先</th><th>物資の種別</th></tr><tr><td>(略) (追加)</td><td>米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等</td></tr></table> 資料 「様式・資料集」食品及び備蓄物資（資料３－２） 災害時における物資調達に関する協定（資料<u>５－16</u>） (追加) <u>災害救助用米穀の取扱要領</u>（資料６－<u>８</u>） 物品受払簿（第 17 号様式）	協定先	物資の種別	(略) (追加)	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等	4 食糧等の調達に関する協定 (略) <table><tr><th>協定先</th><th>物資の種別</th></tr><tr><td>(略) <u>株式会社オークワ</u></td><td>米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等</td></tr></table> 資料 「様式・資料集」食品及び備蓄物資（資料３－２） 災害時における物資調達に関する協定（資料<u>５－40～44</u>） <u>災害時における支援協力に関する協定</u>（資料<u>５－50、51、53</u>） <u>愛知県応急用米穀取扱要領</u>（資料６－<u>５</u>） 物品受払簿（第 17 号様式）	協定先	物資の種別	(略) <u>株式会社オークワ</u>	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等	協定先の追加 資料番号の整理 資料の追加 語句の修正
協定先	物資の種別											
(略) (追加)	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等											
協定先	物資の種別											
(略) <u>株式会社オークワ</u>	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等											
125	11	第４節 生活必需品 5 物資の調達に関する協定 (略) <table><tr><th>協定先</th><th>物資の種別</th></tr><tr><td>(略) (追加)</td><td>医薬品・医療用品、寝具・医療日用品、燃料、その他の物資</td></tr></table> 資料 「様式・資料集」食品及び備蓄物資（資料３－２）	協定先	物資の種別	(略) (追加)	医薬品・医療用品、寝具・医療日用品、燃料、その他の物資	第４節 生活必需品 5 物資の調達に関する協定 (略) <table><tr><th>協定先</th><th>物資の種別</th></tr><tr><td>(略) <u>株式会社オークワ</u></td><td>医薬品・医療用品、寝具・医療日用品、燃料、その他の物資</td></tr></table> 資料 「様式・資料集」食品及び備蓄物資（資料３－２）	協定先	物資の種別	(略) <u>株式会社オークワ</u>	医薬品・医療用品、寝具・医療日用品、燃料、その他の物資	協定先の追加 資料番号の整理 資料の追加
協定先	物資の種別											
(略) (追加)	医薬品・医療用品、寝具・医療日用品、燃料、その他の物資											
協定先	物資の種別											
(略) <u>株式会社オークワ</u>	医薬品・医療用品、寝具・医療日用品、燃料、その他の物資											

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		災害時における物資調達に関する協定（資料 5－ <u>16、5－18</u> ） （追加） 物品受払簿（第 17 号様式）	災害時における物資調達に関する協定（資料 5－ <u>40～45、47</u> ） <u>災害時における支援協力に関する協定（資料 5－50～54）</u> 物品受払簿（第 17 号様式）	
126	5	第 5 節 医療 風水害等災害時の医療対策は、救護福祉部が中心となり、 <u>市民病院、総合保健医療センター、保健センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して活動体制を確立する。</u> <u>また、保健及び公衆衛生対策は、救護福祉部と衛生部が春日井保健所の協力を得て活動体制を確立する。</u>	第 5 節 医療 風水害等災害時の医療対策は、救護福祉部が中心となり、総合保健医療センター、保健センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して活動体制を確立する。 <u>また、市民病院は災害拠点病院として、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。</u> なお、保健及び公衆衛生対策は、救護福祉部と衛生部が春日井保健所の協力を得て活動体制を確立する。	対策の整理
127	6	2 広域医療活動の支援要請 市内の医療機関において負傷者に対する医療を確保することが困難なときは、災害時における相互応援に関する協定に基づき近隣市町に負傷者の受入れについて要請するとともに、県と調整して広域的医療活動を実施する。 なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、航空機を利用する。 （追加）	2 広域医療活動の支援要請 <u>(1) 市内の医療機関において負傷者に対する医療を確保することが困難なときは、災害時における相互応援に関する協定に基づき近隣市町に負傷者の受入れについて要請するとともに、県と調整して広域的医療活動を実施する。</u> なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、 <u>関係機関と連携し、航空機又はドクターヘリ</u> を利用する。 <u>(2) 保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して DPAT の派遣要請を行う。</u>	対策の追加
127	13	3 医薬品等の確保 (1) 災害直後に必要な医薬品等は、総合保健医療センターの貯蔵品により対応する。	3 医薬品等の確保 (1) 災害直後に必要な医薬品等は、総合保健医療センターの貯蔵品及び「春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書」に基づき、一般社団法人春日井市薬剤師会の各会員薬局において備蓄している災害時医療用医薬品により対応する。	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
128	2	4 被災者の健康管理 (略) 資料 「様式・資料集」 災害医療救護に関する協定 (資料 5-14-(1)) 災害歯科医療救護に関する協定 (資料 5-14-(2)) 災害時における医薬品及び医療用品 の供給並びに薬剤師の派遣協力に 関する協定 (資料 5-14-(3))	4 被災者の健康管理 (略) 資料 「様式・資料集」 災害医療救護に関する協定 (資料 5-35) 災害歯科医療救護に関する協定 (資料 5-36) 災害時における医薬品及び医療用品 の供給並びに薬剤師の派遣協力に 関する協定 (資料 5-37)	資料番号の整理
128	9	第 6 節 住宅の確保 災害の発生により住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力 によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、応急 仮設住宅の建設、公営住宅等の一時使用、住宅の応急修理等によ り居住の安定を図る。 (追加) 市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、 公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、 障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な調査を 実施する。	第 6 節 住宅の確保 災害の発生により住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力 によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、応急 仮設住宅の設置、公営住宅等の一時使用、住宅の応急修理等によ り居住の安定を図る。 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災 者のため、<u>応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の 除去を実施し、住生活の安定に努める。</u> 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・ 空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによ る方法を積極的に活用する。 災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公 共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、 障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な調査 を実施する。	対策の追加
128	22	2 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設は、救助法の適用により知事が行い、 市長はこれに協力する。 住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくな った世帯のうち、住宅の建設や修理が困難なものに対する住 宅の建設等は、次により行うものとする。 (1) 建設用地の選定 公共用地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の利便、 教育等の諸点を考慮して選定する。	2 県（建設部）及び市町村における措置 県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の 一時的な居住の安定を図るため、<u>応急仮設住宅を設置する。</u> 応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによ るものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。 (1) 応援協力の要請 市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な 場合は、<u>県に対して、設置を要請する。</u> 県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(2) 建設の時期 <u>着工は、大災害等により迅速な処理が困難なときを除き、災害発生の日から20 日以内とし、必要に応じて建設業組合等に応援を求めるなど迅速な措置を図る。</u> (3) 規模 <u>一戸当たりの建築面積は、災害救助法施行細則（昭和40 年愛知県規則第60 号）に定める基準とする。</u> (4) 収容対象者 <u>収容対象者は、災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次のいずれにも該当するものとする。</u> <u>ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</u> <u>イ 居住する住家がない者であること。</u> <u>ウ 生活保護法（昭和25 年法律第144 号）の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、母子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、病弱者等又はこれらに準ずる経済的弱者であること。</u> (5) 入居者の選定 <u>入居者の選定は知事が行い、市長はこれに協力する。</u> (6) 管理運営 <u>ア 仮設住宅の管理は知事が行い、市長はこれに協力する。</u> <u>イ 救助法適用による仮設住宅の供与できる期間は、完成の日から2 年以内とする。</u> <u>ウ 仮設住宅の管理者は、入居者の実態を把握して一般住宅への転居を勧めるとともに、次の施策の積極的な活用を図る。</u> <u>(ア) 公営住宅法（昭和26 年法律第193 号）及び独立行政法人都市再生機構法（平成15 年法律第100 号）による住宅の設置又は入居</u> <u>(イ) 各種貸付制度等による住宅資金のあっせん</u> <u>(ウ) 社会福祉施設等への入所</u> <u>エ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反</u>	<u>協力を要請する。</u> (2) 建設用地の確保 <u>ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。</u> <u>なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。</u> <u>イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u> (3) 応急仮設住宅の建設 <u>県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。</u> <u>ア 建物の規模及び費用</u> <u>(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40 年愛知県規則第60 号）に定める基準とする。</u> <u>ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。</u> <u>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</u> <u>イ 建設の時期</u> <u>災害が発生した日から原則として20 日以内に着工するものとする。</u> <u>ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。</u> <u>ウ 建設方法</u> <u>所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。</u> <u>ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。</u> (4) 賃貸住宅の借上げ	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。</u>	<u>県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24 年12 月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</u> <u>(5) 被災者の入居及び管理運営</u> <u>市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。</u> <u>ア 入居対象者</u> <u>地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。</u> <u>(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</u> <u>(イ) 居住する住家がない者であること。</u> <u>(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。</u> <u>イ 入居者の選定</u> <u>応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。</u> <u>なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。</u> <u>ウ 管理運営</u> <u>(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。</u> <u>(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。</u> <u>エ 供与の期間</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。 3 災害救助法の適用等 (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。	
130	4	3 公営住宅等の一時使用 <u>必要に応じて公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請するとともに、公的住宅に関する情報をインターネットにより提供する。</u> 4 被災住宅の応急修理 被災住宅の応急修理は、救助法の適用により知事が行い、市長はこれに協力する。 (追加)	4 公共賃貸住宅等への一時入居 <u>市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</u> <u>また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。</u> (1) 提供する住宅の選定・確保 <u>提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。</u> (2) 相談窓口の開設 <u>入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。</u> (3) 一時入居の終了 <u>この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。</u> <u>なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。</u> (4) 使用料等の軽減措置 <u>被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。</u> 5 被災住宅の応急修理 被災住宅の応急修理は、救助法の適用により知事が行い、市長はこれに協力する。 また、市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者	対策の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(1) ～ (6) (略) (追加) 5 障害物の除去 (略)	<u>の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</u> (1) ～ (6) (略) <u>(7) 災害救助法の適用</u> <u>ア 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> <u>イ 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。</u> 6 障害物の除去<u>の実施</u> (略)	
132		第7節 防疫 2 感染症患者等に対する措置 救護福祉部は、感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に<u>よる</u>生活の用に供される水の供給を実施する。 3 避難所の生活衛生管理 (略) 資料 「様式・資料集」防疫用資機材（資料3－1－<u>(5)</u>）	第7節 防疫 2 感染症患者等に対する措置 救護福祉部<u>等</u>は、感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に<u>基づき、技術部により</u>生活の用に供される水の供給を実施する。 3 避難所の生活衛生管理 (略) 資料 「様式・資料集」防疫用資機材（資料3－1－<u>(6)</u>）	対策の整理 資料番号の整理
132	27	第8節 遺体の処理 災害により多数の死者が発生した場合の遺体の収容、処置等については、法令等に基づき対応し、人心の安定を図る。 (追加) 1 (略) 2 遺体の検視（<u>見分</u>）及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視（<u>見分</u>）を得るとともに、医師による（医師の診療中に死亡した者を除く）検案（死因その他医学的検査）を受ける。	第8節 遺体の処理 災害により多数の死者が発生した場合の遺体の収容、処置等については、法令等に基づき対応し、人心の安定を図る。 <u>遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。</u> 1 (略) 2 遺体の検視（<u>調査</u>）及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視（<u>調査</u>）を得るとともに、医師による（医師の診療中に死亡した者を除く）検案（死因その他医学的検査）を受ける。	対策の追加 語句の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																
		(追加) 3 遺体の洗浄等 検視（見分）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。	※調査：「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察官が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等） 3 遺体の洗浄等 検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。																	
133	18	6 遺体安置場所の開設 衛生部は、避難所となっていない中学校の体育館等公共建築物を施設管理者と協議の上、 <u>遺体安置場</u> として開設する。 7 遺体の安置等 (1) 災害現場で警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに <u>遺体安置場</u> に搬送し、収容する。 (2) 警察官の検視等を得ることができないときは、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にした上で収容し、 <u>遺体安置場</u> において検視及び検案を受ける。	6 遺体安置所の開設 衛生部は、避難所となっていない中学校の体育館等公共建築物を施設管理者と協議の上、 <u>遺体安置所</u> として開設する。 7 遺体の安置等 (1) 災害現場で警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに <u>遺体安置所</u> に搬送し、収容する。 (2) 警察官の検視等を得ることができないときは、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にした上で収容し、 <u>遺体安置所</u> において検視及び検案を受ける。	語句の整理																
135	6	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (4) 緊急車両の調達等 イ (略) <table><tr><th>協定先</th><th>協定の内容</th></tr><tr><td>(一社)愛知県トラック協会 尾東支部春日井部会</td><td>物資の輸送、輸送車両の供給</td></tr><tr><td>日本通運株式会社春日井支店</td><td>物資の輸送、物資保管場所の確保</td></tr><tr><td>名鉄バス株式会社春日井営業所 名古屋観光バス株式会社春日井支店</td><td>人員の輸送</td></tr></table>	協定先	協定の内容	(一社)愛知県トラック協会 尾東支部春日井部会	物資の輸送、輸送車両の供給	日本通運株式会社春日井支店	物資の輸送、物資保管場所の確保	名鉄バス株式会社春日井営業所 名古屋観光バス株式会社春日井支店	人員の輸送	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (4) 緊急車両の調達等 イ (略) <table><tr><th>協定先</th><th>協定の内容</th></tr><tr><td>(一社)愛知県トラック協会 春日井支部</td><td>物資の輸送、輸送車両の供給</td></tr><tr><td>日本通運株式会社春日井支店</td><td>物資の輸送、物資保管場所の確保</td></tr><tr><td>名古屋鉄道株式会社春日井自動車営業所 名古屋観光自動車バス株式会社</td><td>人員の輸送</td></tr></table>	協定先	協定の内容	(一社)愛知県トラック協会 春日井支部	物資の輸送、輸送車両の供給	日本通運株式会社春日井支店	物資の輸送、物資保管場所の確保	名古屋鉄道株式会社春日井自動車営業所 名古屋観光自動車バス株式会社	人員の輸送	名称の整理
協定先	協定の内容																			
(一社)愛知県トラック協会 尾東支部春日井部会	物資の輸送、輸送車両の供給																			
日本通運株式会社春日井支店	物資の輸送、物資保管場所の確保																			
名鉄バス株式会社春日井営業所 名古屋観光バス株式会社春日井支店	人員の輸送																			
協定先	協定の内容																			
(一社)愛知県トラック協会 春日井支部	物資の輸送、輸送車両の供給																			
日本通運株式会社春日井支店	物資の輸送、物資保管場所の確保																			
名古屋鉄道株式会社春日井自動車営業所 名古屋観光自動車バス株式会社	人員の輸送																			

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
136	24	2 燃料の確保 (略) (表略) 資料 「様式・資料集」市有自動車(資料4-3) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-16-(1)~(8)) 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定(資料5-17-(1)) 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定(資料5-17-(2)) 災害時における人員輸送に関する協定(資料5-17-(3)・(4)) <u>災害時における物資調達に関する協定(資料5-18-(1)・(2))</u> 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領(資料6-4)	2 燃料の確保 (略) (表略) 資料 「様式・資料集」市有自動車(要配慮者搬送用)(資料4-3) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-40~44、45、47) 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定(資料5-48) 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定(資料5-49) 災害時における人員輸送に関する協定(資料5-18、19) (削除) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領(資料6-4)	資料番号の整理
137	8	第10節 帰宅困難者対策 1 <u>一斉帰宅の抑制及び滞在場所の確保</u> 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、<u>一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u> 2 徒歩帰宅者への情報提供 企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。 3 広報	第10節 帰宅困難者対策 1 <u>「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等</u> 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、<u>帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</u> <u>また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。</u> 2 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 <u>安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。</u> 3 <u>その他帰宅困難者への広報</u>	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装具等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。 4 <u>救助対策及び避難所対策</u> 帰宅途中で救援が必要になった人への救助対策及び避難所への収容が必要になった人への避難所対策を図る。	各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。 4 <u>帰宅途中で救援が必要となった人等の対策</u> 帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。	
138	13	第6章 要配慮者対策 第1節 支援対策 1 支援体制の確立 (2) <u>福祉避難所を開設する。</u>	第6章 要配慮者対策 第1節 支援対策 1 支援体制の確立 (2) <u>救護福祉部は、開設された福祉避難所を確認し、避難者の状況把握を行う。</u>	対策の整理
139	14	4 避難行動要支援者の避難支援 (4) <u>避難場所以降の避難行動要支援者への対応</u> (略)	4 避難行動要支援者の避難支援 (4) <u>避難後における避難行動要支援者への対応</u> (略)	対策の整理
140	14	第2節 要配慮者への対応 4 <u>外国人への情報の提供と収集</u> <u>日本語の不自由な外国人に対しては、通訳ボランティア等の協力を得て、情報提供、相談窓口の開設等の支援を行う。</u> <u>また、市町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</u>	第2節 要配慮者への対応 4 <u>外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</u> <u>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</u> <u>ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</u> <u>イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u> <u>ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</u>	対策の整理
142	28	第7章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 4 市庁舎等の公共施設 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定（資料5 -12-(1)）	第7章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 4 市庁舎等の公共施設 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定（資料5 -21、23）	資料番号の整理
143	19	第2節 ライフライン 1 上水道 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する	第2節 ライフライン 1 上水道 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する	資料番号の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考				
		る協定（資料５－15－(2)）	る協定（資料５－22）					
145	12	6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社は、災害の規模等状況に応じ、次の措置を講ずる。 ア 応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして実施する。 イ 電話回線の復旧は、医療、消防等の防災関係機関から順次実施する。 ウ 災害により、通信が混雑するときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。 エ 西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板を運用する。 (ア) 災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国50 箇所に設置された災害用伝言ダイヤルセンタを通して被災者の安否確認を行うものである。 (イ) 災害用ブロードバンド伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。 (2) 株式会社NTTドコモ 株式会社NTTドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、i モード災害用伝言板サービスを運用する。 i モード災害用伝言板サービスとは、災害時に被災者の安否確認等による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人が直接被災者へ電話せず、i モードセンタを通して、メール通信により被災者等の安否確認を行うものである（利用料金は無料。）。	6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。 イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。 ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。 エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。 (2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社 緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。 イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。 ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。	対策の整理				
		<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>運用条件</td><td>震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合</td></tr></table>	項 目	内 容	運用条件	震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合		
項 目	内 容							
運用条件	震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合							

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>メッセージ登録可能エリア</u> 災害が発生した地域 ※ 登録可能エリアの詳細については「災害用伝言版」より確認が可能 <u>メッセージ登録可能件数</u> 1 携帯電話番号あたり10 件 ※ 10 件を超えるメッセージは、古いものから順次上書き <u>メッセージ登録内容</u> 1 状態（日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択、複数選択可） 日本語版：「無事です。」「被害があります。」「自宅にいます。」「避難所にいます。」 英語版：「I' m okay」「Need Help」「Safe at home」「Atevacuation area」 2 コメント（全角100 文字以内（半角200 文字以内）） ※ コメントのみの利用も可能。また、一度に状態とコメントの両方の登録も可能 <u>メッセージ保存期間</u> 1 つの災害でのサービスを終了するまで <u>メッセージ登録方法</u> 1 i モードは「i M e n u」、s p モードは「ドコモマーケット」の「i M e n u」各トップ画面に表示される「災害用伝言板」を選択 2 「災害用伝言板」の中の「安否の登録」を選択 3 現在の状態について「無事です。」などの4つの中から選択し、任意で100 文字以内のコメントを入力 4 「登録」を押すと、伝言板への登録が完了 <u>携帯電話番号でのメッセージの確認方法</u> 1 i モードは「i M e n u」、s p モードは「ドコモマーケット」の「i M e n u」各トップ画面に表示される「災害用		

頁	行	修 正 前		修 正 後	備 考
			<u>伝言板</u>」を選択 2 <u>「災害用伝言板」の中の「安否の登録」を選択</u> 3 <u>安否を確認したい人の携帯電話番号を入力して検索ボタンを押す</u> 4 <u>メッセージを選択し、登録されている状態とコメントを確認</u>		
		<u>他社契約携帯電話番号で、登録されているメッセージの確認方法</u>	<u>ドコモ以外の携帯電話番号でも検索し、該当の事業者（A社）の災害用伝言版へのリンクを表示</u>		
		<u>メッセージ確認可能エリア</u>	<u>全国の i モード及び s p モード利用可能エリア</u> ※ <u>ドコモ以外の携帯電話や P H S、またはパソコンなどからもメッセージの確認が可能</u>		
		<u>登録お知らせメール</u>	<u>メッセージを登録したことをお知らせする相手を設定することが可能</u> 1 <u>i モード及び s p モードメールアドレス</u> 2 <u>インターネットメールアドレス</u> 3 <u>ドコモ以外の携帯電話及び P H S のメールアドレスなど</u> ※ <u>ファミリー割引グループであれば、事前登録は不要</u> <u>（参考）1 度に送信可能な「登録お知らせメール」件数について</u> 1 <u>事前登録アドレス：最大 5 件</u> 2 <u>ファミリー割引グループ：最大 9 件</u> 3 <u>メール送信希望者：最大 20 件</u>		
		<u>登録お願いメール</u>	<u>安否を確認したい相手にメッセージの登録依頼が可能</u>		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																															
		(3) <u>KDD I</u> <u>KDD Iでは、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などとも安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する（利用料金は無料。）。</u> <table><tr><th colspan="2">機 能</th><th colspan="2">内 容</th></tr><tr><td rowspan="7">伝言板</td><td>基本</td><td colspan="2"><u>安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど）</u></td></tr><tr><td rowspan="5">安否情報の登録</td><td>登録方法</td><td><u>E z w e b→トップメニュー→災害用伝言板→登録</u></td></tr><tr><td>被災状況</td><td><u>「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択（英語版の利用も可能）</u></td></tr><tr><td>コメント入力</td><td><u>全角100 文字まで</u></td></tr><tr><td>保存期間</td><td><u>最大72 時間</u></td></tr><tr><td>登録可能件数</td><td><u>10 件／1 電話番号</u></td></tr><tr><td>安否情報登録利用地域</td><td colspan="2"><u>被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺（登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。）</u></td></tr><tr><td rowspan="4">お知らせメール</td><td colspan="2"><u>伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能</u></td></tr><tr><td>設定宛先件数</td><td><u>5 件</u></td></tr><tr><td>送信者アドレス</td><td><u>安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス</u></td></tr><tr><td>メール内容</td><td><u>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</u></td></tr></table>	機 能		内 容		伝言板	基本	<u>安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど）</u>		安否情報の登録	登録方法	<u>E z w e b→トップメニュー→災害用伝言板→登録</u>	被災状況	<u>「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択（英語版の利用も可能）</u>	コメント入力	<u>全角100 文字まで</u>	保存期間	<u>最大72 時間</u>	登録可能件数	<u>10 件／1 電話番号</u>	安否情報登録利用地域	<u>被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺（登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。）</u>		お知らせメール	<u>伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能</u>		設定宛先件数	<u>5 件</u>	送信者アドレス	<u>安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス</u>	メール内容	<u>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</u>		
機 能		内 容																																	
伝言板	基本	<u>安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど）</u>																																	
	安否情報の登録	登録方法	<u>E z w e b→トップメニュー→災害用伝言板→登録</u>																																
		被災状況	<u>「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択（英語版の利用も可能）</u>																																
		コメント入力	<u>全角100 文字まで</u>																																
		保存期間	<u>最大72 時間</u>																																
		登録可能件数	<u>10 件／1 電話番号</u>																																
	安否情報登録利用地域	<u>被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺（登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。）</u>																																	
お知らせメール	<u>伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能</u>																																		
	設定宛先件数	<u>5 件</u>																																	
	送信者アドレス	<u>安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス</u>																																	
	メール内容	<u>安否情報を登録した携帯電話の電話番号</u>																																	

頁	行	修 正 前			修 正 後	備 考
				<u>安否情報が登録された旨をお知らせする内容</u> <u>伝言板へアクセスするためのリンク</u>		
		<u>安否情報確認</u>	地域制限なく、a u 携帯電話番号で検索可能 <u>E z w e b → トップメニュー → 災害用伝言板 → 確認 → 安否情報を確認したい相手の携帯番号を入力し「検索する」を押す。</u> <u>a u 携帯電話番号以外からは「i モード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示</u>			
		(3) 広報 <u>広報車等により通信の復旧状況、復旧見込みを周知する。</u>				
152	29	第 8 章 交通対策及び災害警備 第 1 節 交通障害物の撤去 1 障害物の撤去 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定（資料 5－<u>12</u>－(1)） 2 路上放置車両等に関する措置 (1) 警察官の措置 エ 強制排除措置 (ア) ～ (ウ) (略) (追加) オ 緊急通行車両の確認等 (ア) (イ) (略)			第 8 章 交通対策及び災害警備 第 1 節 交通障害物の撤去 1 障害物の撤去 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定（資料 5－<u>21</u>） 2 路上放置車両等に関する措置 (1) 警察官の措置 エ 強制排除措置 (ア) ～ (ウ) (略) <u>(エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</u> オ 緊急通行車両の確認等 (ア) (イ) (略)	資料番号の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(ウ) 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。 (エ) (略) カ (略) (2) (3) (略) (追加)	(ウ) 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。 (エ) (略) カ (略) (2) (3) (略) <u>3 緊急輸送道路の確保</u> <u>(1) 道路被害情報の収集</u> <u>巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。</u> <u>(2) 緊急輸送道路の機能確保</u> <u>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</u> <u>なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u> <u>(3) 情報の提供</u> <u>緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。</u>	
154	37	第2節 交通規制 2 車両の運転者がとるべき措置 (3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。	第2節 交通規制 2 車両の運転者がとるべき措置 (3) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等する。	対策の整理
157	5	第9章 廃棄物対策 第1節 ごみの収集及び処理 1 処理体制の確保 (追加) 衛生部は、災害の規模及び被害状況に基づき、ごみの発生	第9章 廃棄物対策 第1節 ごみの収集及び処理 1 処理体制の確保 <u>災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。</u> また、災害の規模及び被害状況に基づき、ごみの発生量等	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		量等を調査、推計して収集処理計画を策定し、関係団体等と連携した処理体制を早期に確立する。 (1) 施設等の確保 イ 必要な収集車両を確保する。	を調査、推計して収集処理計画を策定し、関係団体等と連携した処理体制を早期に確立する。 (1) 施設等の確保 イ <u>収集車両の被害状況を把握し、</u> 必要な収集車両を確保する。	
158	21	第2節 し尿の収集及び処理 1 処理体制の確保 (1) 施設等の確保 イ 必要な収集車両を確保する。	第2節 し尿の収集及び処理 1 処理体制の確保 (1) 施設等の確保 イ <u>収集車両の被害状況を把握し、</u> 必要な収集車両を確保する。	対策の整理
160	4	第3節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料5- <u>12</u> -(1)) 障害物除去状況記録簿(第25号様式)	第3節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料5- <u>21</u>) 障害物除去状況記録簿(第25号様式)	資料番号の整理
167	26	第4編 災害復旧計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 義援金、災害弔慰金等 2 災害弔慰金等の支給 (4) 被災者生活再建支援金 (略) 実施主体は県だが、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。	第4編 災害復旧計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 義援金、災害弔慰金等 2 災害弔慰金等の支給 (4) 被災者生活再建支援金 (略) 実施主体は県だが、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人(<u>公益財団法人都道府県会館</u>)が県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。	語句の整理

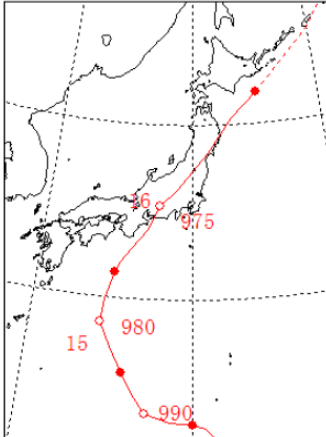
頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
169	21	第2節 市税の徴収猶予、減免等 3 被災証明書及び罹災証明書の発行 (略) 本部事務局部は、被災者からの<u>被災証明願（第31号様式）</u>に対し、全棟被害調査、建物の被害認定結果及び災害対策本部に集約された個別被害調査結果により作成された被災者台帳を確認の上、被災証明書（第32号様式）を発行する。消防公安部は、罹災者からの罹災証明交付申請書に対し、当該火災又は焼損事故の調査により確認した事実に基づき、罹災証明書を発行する。 資料 「様式・資料集」 <u>被災証明願（第31号様式）</u> <u>被災証明書（第32号様式）</u>	第2節 市税の徴収猶予、減免等 3 被災証明書及び罹災証明書の発行 (略) 本部事務局部は、被災者からの<u>被災証明交付申請書</u>に対し、全棟被害調査、建物の被害認定結果及び災害対策本部に集約された個別被害調査結果により作成された被災者台帳を確認の上、被災証明書を発行する。消防公安部は、罹災者からの罹災証明交付申請書に対し、当該火災又は焼損事故の調査により確認した事実に基づき、罹災証明書を発行する。 資料 「様式・資料集」 <u>春日井市被災証明書等交付要綱（資料7－10）</u>	対策の整理 資料の整理

頁	行	修	正	前	修	正	後	備	考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
178	1	計画資料 資料 3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等				計画資料 資料 3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等				情報の整理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		<table><tr><th rowspan="3">年 月</th><th colspan="3">気 温</th><th colspan="2">風 速</th><th rowspan="3">降雨日数</th><th rowspan="3">降 雨 量</th><th colspan="2">日最大降雨量</th></tr><tr><th>平 均</th><th>最 高</th><th>最 低</th><th>平 均</th><th>最 高</th><th>月 日</th><th>降雨量</th></tr><tr><th>℃</th><th>℃</th><th>℃</th><th>m</th><th>m</th><th></th><th>mm</th></tr><tr><td>平成20年</td><td>16.5</td><td>37.5</td><td>-2.9</td><td>3.4</td><td>19.3</td><td>96</td><td>1,533.5</td><td>6月29日</td><td>121.5</td></tr><tr><td>21</td><td>16.6</td><td>35.7</td><td>-1.8</td><td>3.5</td><td>25.2</td><td>113</td><td>1,564.5</td><td>7月26日</td><td>85.5</td></tr><tr><td>22</td><td>16.8</td><td>38.3</td><td>-1.8</td><td>3.4</td><td>18.3</td><td>109</td><td>1,587.5</td><td>10月9日</td><td>64.0</td></tr><tr><td>23</td><td>16.4</td><td>37.0</td><td>-2.4</td><td>3.6</td><td>18.6</td><td>107</td><td>1,517.0</td><td>9月20日</td><td>193.5</td></tr><tr><td>24</td><td>15.8</td><td>37.4</td><td>-5.3</td><td>3.6</td><td>23.5</td><td>99</td><td>1,192.0</td><td>9月30日</td><td>70.5</td></tr><tr><td>24年 1</td><td>4.2</td><td>11.2</td><td>-1.6</td><td>3.7</td><td>17.2</td><td>3</td><td>22.0</td><td>1月20日</td><td>9.5</td></tr><tr><td>2</td><td>4.2</td><td>13.7</td><td>-5.3</td><td>4.0</td><td>14.2</td><td>8</td><td>76.5</td><td>2月23日</td><td>25.5</td></tr><tr><td>3</td><td>8.4</td><td>18.7</td><td>-1.1</td><td>4.3</td><td>14.6</td><td>11</td><td>102.0</td><td>3月5日</td><td>20.0</td></tr><tr><td>4</td><td>14.0</td><td>27.5</td><td>1.3</td><td>3.6</td><td>23.5</td><td>11</td><td>110.0</td><td>4月11日</td><td>52.5</td></tr><tr><td>5</td><td>19.3</td><td>27.7</td><td>8.2</td><td>3.9</td><td>15.1</td><td>5</td><td>37.5</td><td>5月15日</td><td>25.0</td></tr><tr><td>6</td><td>22.4</td><td>31.4</td><td>16.6</td><td>3.1</td><td>13.9</td><td>9</td><td>158.5</td><td>6月22日</td><td>39.0</td></tr><tr><td>7</td><td>27.2</td><td>37.4</td><td>20.3</td><td>3.3</td><td>11.3</td><td>11</td><td>186.0</td><td>7月6日</td><td>48.5</td></tr><tr><td>8</td><td>28.6</td><td>36.3</td><td>23.0</td><td>3.1</td><td>18.0</td><td>7</td><td>120.5</td><td>8月13日</td><td>40.0</td></tr><tr><td>9</td><td>25.9</td><td>34.5</td><td>17.8</td><td>3.2</td><td>16.5</td><td>10</td><td>180.0</td><td>9月30日</td><td>70.5</td></tr><tr><td>10</td><td>19.1</td><td>29.9</td><td>9.4</td><td>3.4</td><td>12.4</td><td>7</td><td>71.0</td><td>10月17日</td><td>29.5</td></tr><tr><td>11</td><td>11.4</td><td>20.8</td><td>2.4</td><td>3.6</td><td>13.9</td><td>8</td><td>60.0</td><td>11月17日</td><td>27.0</td></tr><tr><td>12</td><td>5.4</td><td>13.0</td><td>-1.9</td><td>4.1</td><td>15.3</td><td>9</td><td>68.0</td><td>12月30日</td><td>23.5</td></tr></table>				年 月	気 温				風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大降雨量		平 均	最 高	最 低	平 均	最 高	月 日	降雨量	℃	℃	℃	m	m		mm	平成20年	16.5	37.5	-2.9	3.4	19.3	96	1,533.5	6月29日	121.5	21	16.6	35.7	-1.8	3.5	25.2	113	1,564.5	7月26日	85.5	22	16.8	38.3	-1.8	3.4	18.3	109	1,587.5	10月9日	64.0	23	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5	24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5	24年 1	4.2	11.2	-1.6	3.7	17.2	3	22.0	1月20日	9.5	2	4.2	13.7	-5.3	4.0	14.2	8	76.5	2月23日	25.5	3	8.4	18.7	-1.1	4.3	14.6	11	102.0	3月5日	20.0	4	14.0	27.5	1.3	3.6	23.5	11	110.0	4月11日	52.5	5	19.3	27.7	8.2	3.9	15.1	5	37.5	5月15日	25.0	6	22.4	31.4	16.6	3.1	13.9	9	158.5	6月22日	39.0	7	27.2	37.4	20.3	3.3	11.3	11	186.0	7月6日	48.5	8	28.6	36.3	23.0	3.1	18.0	7	120.5	8月13日	40.0	9	25.9	34.5	17.8	3.2	16.5	10	180.0	9月30日	70.5	10	19.1	29.9	9.4	3.4	12.4	7	71.0	10月17日	29.5	11	11.4	20.8	2.4	3.6	13.9	8	60.0	11月17日	27.0	12	5.4	13.0	-1.9	4.1	15.3	9	68.0	12月30日	23.5	<table><tr><th rowspan="3">年 月</th><th colspan="3">気 温</th><th colspan="2">風 速</th><th rowspan="3">降雨日数</th><th rowspan="3">降 雨 量</th><th colspan="2">日最大降雨量</th></tr><tr><th>平 均</th><th>最 高</th><th>最 低</th><th>平 均</th><th>最 高</th><th>月 日</th><th>降雨量</th></tr><tr><th>℃</th><th>℃</th><th>℃</th><th>m</th><th>m</th><th></th><th>mm</th></tr><tr><td>平成21年</td><td>16.6</td><td>35.7</td><td>-1.8</td><td>3.5</td><td>25.2</td><td>113</td><td>1,564.5</td><td>7月26日</td><td>85.5</td></tr><tr><td>22</td><td>16.8</td><td>38.3</td><td>-1.8</td><td>3.4</td><td>18.3</td><td>109</td><td>1,587.5</td><td>10月9日</td><td>64.0</td></tr><tr><td>23</td><td>16.4</td><td>37.0</td><td>-2.4</td><td>3.6</td><td>18.6</td><td>107</td><td>1,517.0</td><td>9月20日</td><td>193.5</td></tr><tr><td>24</td><td>15.8</td><td>37.4</td><td>-5.3</td><td>3.6</td><td>23.5</td><td>99</td><td>1,192.0</td><td>9月30日</td><td>70.5</td></tr><tr><td>25</td><td>16.4</td><td>37.8</td><td>-3.4</td><td>3.7</td><td>20.6</td><td>91</td><td>1,126.5</td><td>9月4日</td><td>94.5</td></tr><tr><td>25年 1</td><td>3.9</td><td>11.5</td><td>-3.4</td><td>4.0</td><td>15.3</td><td>3</td><td>40.0</td><td>1月14日</td><td>22.0</td></tr><tr><td>2</td><td>4.6</td><td>14.4</td><td>-1.9</td><td>4.5</td><td>14.9</td><td>10</td><td>50.5</td><td>2月18日</td><td>16.0</td></tr><tr><td>3</td><td>10.3</td><td>21.5</td><td>-0.6</td><td>4.3</td><td>15.3</td><td>4</td><td>37.5</td><td>3月18日</td><td>19.5</td></tr><tr><td>4</td><td>13.8</td><td>24.9</td><td>3.5</td><td>4.4</td><td>16.8</td><td>9</td><td>95.0</td><td>4月24日</td><td>31.0</td></tr><tr><td>5</td><td>19.5</td><td>30.6</td><td>6.4</td><td>4.2</td><td>15.0</td><td>6</td><td>48.0</td><td>5月11日</td><td>17.0</td></tr><tr><td>6</td><td>23.9</td><td>35.0</td><td>17.5</td><td>2.6</td><td>15.1</td><td>7</td><td>115.0</td><td>6月19日</td><td>29.5</td></tr><tr><td>7</td><td>28.1</td><td>37.4</td><td>20.2</td><td>3.2</td><td>12.0</td><td>12</td><td>132.0</td><td>7月29日</td><td>52.0</td></tr><tr><td>8</td><td>29.2</td><td>37.8</td><td>19.9</td><td>3.3</td><td>11.1</td><td>8</td><td>116.0</td><td>8月5日</td><td>51.0</td></tr><tr><td>9</td><td>24.9</td><td>33.4</td><td>16.0</td><td>3.2</td><td>20.6</td><td>10</td><td>222.5</td><td>9月4日</td><td>94.5</td></tr><tr><td>10</td><td>20.3</td><td>30.2</td><td>10.1</td><td>3.8</td><td>17.6</td><td>9</td><td>201.5</td><td>10月20日</td><td>67.5</td></tr><tr><td>11</td><td>11.5</td><td>20.6</td><td>0.6</td><td>3.1</td><td>12.7</td><td>6</td><td>31.0</td><td>11月25日</td><td>9.5</td></tr><tr><td>12</td><td>6.4</td><td>14.1</td><td>-1.5</td><td>3.6</td><td>14.7</td><td>7</td><td>37.5</td><td>12月10日</td><td>16.5</td></tr></table>				年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大降雨量		平 均	最 高	最 低	平 均	最 高	月 日	降雨量	℃	℃	℃	m	m		mm	平成21年	16.6	35.7	-1.8	3.5	25.2	113	1,564.5	7月26日	85.5	22	16.8	38.3	-1.8	3.4	18.3	109	1,587.5	10月9日	64.0	23	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5	24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5	25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5	25年 1	3.9	11.5	-3.4	4.0	15.3	3	40.0	1月14日	22.0	2	4.6	14.4	-1.9	4.5	14.9	10	50.5	2月18日	16.0	3	10.3	21.5	-0.6	4.3	15.3	4	37.5	3月18日	19.5	4	13.8	24.9	3.5	4.4	16.8	9	95.0	4月24日	31.0	5	19.5	30.6	6.4	4.2	15.0	6	48.0	5月11日	17.0	6	23.9	35.0	17.5	2.6	15.1	7	115.0	6月19日	29.5	7	28.1	37.4	20.2	3.2	12.0	12	132.0	7月29日	52.0	8	29.2	37.8	19.9	3.3	11.1	8	116.0	8月5日	51.0	9	24.9	33.4	16.0	3.2	20.6	10	222.5	9月4日	94.5	10	20.3	30.2	10.1	3.8	17.6	9	201.5	10月20日	67.5	11	11.5	20.6	0.6	3.1	12.7	6	31.0	11月25日	9.5	12	6.4	14.1	-1.5	3.6	14.7	7	37.5	12月10日
年 月	気 温			風 速			降雨日数	降 雨 量	日最大降雨量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	平 均	最 高	最 低	平 均	最 高				月 日	降雨量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	℃	℃	℃	m	m				mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成20年	16.5	37.5	-2.9	3.4	19.3	96	1,533.5	6月29日	121.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21	16.6	35.7	-1.8	3.5	25.2	113	1,564.5	7月26日	85.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22	16.8	38.3	-1.8	3.4	18.3	109	1,587.5	10月9日	64.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24年 1	4.2	11.2	-1.6	3.7	17.2	3	22.0	1月20日	9.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	4.2	13.7	-5.3	4.0	14.2	8	76.5	2月23日	25.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	8.4	18.7	-1.1	4.3	14.6	11	102.0	3月5日	20.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	14.0	27.5	1.3	3.6	23.5	11	110.0	4月11日	52.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	19.3	27.7	8.2	3.9	15.1	5	37.5	5月15日	25.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	22.4	31.4	16.6	3.1	13.9	9	158.5	6月22日	39.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	27.2	37.4	20.3	3.3	11.3	11	186.0	7月6日	48.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	28.6	36.3	23.0	3.1	18.0	7	120.5	8月13日	40.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9	25.9	34.5	17.8	3.2	16.5	10	180.0	9月30日	70.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10	19.1	29.9	9.4	3.4	12.4	7	71.0	10月17日	29.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
11	11.4	20.8	2.4	3.6	13.9	8	60.0	11月17日	27.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12	5.4	13.0	-1.9	4.1	15.3	9	68.0	12月30日	23.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大降雨量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	平 均	最 高	最 低	平 均	最 高			月 日	降雨量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	℃	℃	℃	m	m				mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成21年	16.6	35.7	-1.8	3.5	25.2	113	1,564.5	7月26日	85.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22	16.8	38.3	-1.8	3.4	18.3	109	1,587.5	10月9日	64.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25年 1	3.9	11.5	-3.4	4.0	15.3	3	40.0	1月14日	22.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	4.6	14.4	-1.9	4.5	14.9	10	50.5	2月18日	16.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	10.3	21.5	-0.6	4.3	15.3	4	37.5	3月18日	19.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	13.8	24.9	3.5	4.4	16.8	9	95.0	4月24日	31.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	19.5	30.6	6.4	4.2	15.0	6	48.0	5月11日	17.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	23.9	35.0	17.5	2.6	15.1	7	115.0	6月19日	29.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	28.1	37.4	20.2	3.2	12.0	12	132.0	7月29日	52.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	29.2	37.8	19.9	3.3	11.1	8	116.0	8月5日	51.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9	24.9	33.4	16.0	3.2	20.6	10	222.5	9月4日	94.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10	20.3	30.2	10.1	3.8	17.6	9	201.5	10月20日	67.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
11	11.5	20.6	0.6	3.1	12.7	6	31.0	11月25日	9.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12	6.4	14.1	-1.5	3.6	14.7	7	37.5	12月10日	16.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
179	1	(2) 警報・注意報発表状況 <table><tr><th>年 月</th><th>警 報</th><th colspan="4">注 意 報</th><th colspan="5">注 意 報</th></tr><tr><th></th><th></th><th>大 雨</th><th>洪 水</th><th>暴 風</th><th>その他</th><th>大 雨</th><th>洪 水</th><th>雷</th><th>強 風</th><th>その他</th></tr><tr><td>平成20年</td><td>16</td><td>9</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>272</td><td>52</td><td>55</td><td>60</td><td>24</td><td>81</td></tr><tr><td>21</td><td>15</td><td>6</td><td>6</td><td>1</td><td>2</td><td>302</td><td>45</td><td>44</td><td>60</td><td>42</td><td>106</td></tr><tr><td>22</td><td>6</td><td>4</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>256</td><td>46</td><td>46</td><td>61</td><td>33</td><td>70</td></tr><tr><td>23</td><td>16</td><td>7</td><td>7</td><td>1</td><td>1</td><td>252</td><td>37</td><td>35</td><td>74</td><td>25</td><td>80</td></tr><tr><td>24</td><td>28</td><td>13</td><td>11</td><td>3</td><td>1</td><td>267</td><td>45</td><td>41</td><td>68</td><td>36</td><td>77</td></tr><tr><td>24年 1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>13</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>10</td></tr><tr><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>13</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>10</td></tr><tr><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>28</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>19</td></tr><tr><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>24</td><td>2</td><td>2</td><td>7</td><td>2</td><td>11</td></tr><tr><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>20</td><td>1</td><td>1</td><td>6</td><td>5</td><td>7</td></tr><tr><td>6</td><td>8</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>34</td><td>8</td><td>6</td><td>12</td><td>8</td><td>0</td></tr><tr><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>23</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>8</td><td>10</td><td>5</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>27</td><td>10</td><td>10</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>9</td><td>7</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>33</td><td>11</td><td>9</td><td>9</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>10</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>17</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td></tr><tr><td>11</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>16</td><td>2</td><td>2</td><td>6</td><td>0</td><td>6</td></tr><tr><td>12</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>19</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>	年 月	警 報	注 意 報				注 意 報							大 雨	洪 水	暴 風	その他	大 雨	洪 水	雷	強 風	その他	平成20年	16	9	7	0	0	272	52	55	60	24	81	21	15	6	6	1	2	302	45	44	60	42	106	22	6	4	2	0	0	256	46	46	61	33	70	23	16	7	7	1	1	252	37	35	74	25	80	24	28	13	11	3	1	267	45	41	68	36	77	24年 1	0	0	0	0	0	13	0	0	0	3	10	2	1	0	0	0	1	13	0	0	3	0	10	3	0	0	0	0	0	28	1	1	2	5	19	4	0	0	0	0	0	24	2	2	7	2	11	5	0	0	0	0	0	20	1	1	6	5	7	6	8	4	2	2	0	34	8	6	12	8	0	7	0	0	0	0	0	23	7	7	7	1	1	8	10	5	5	0	0	27	10	10	7	0	0	9	7	3	3	1	0	33	11	9	9	3	1	10	2	1	1	0	0	17	3	3	3	3	5	11	0	0	0	0	0	16	2	2	6	0	6	12	0	0	0	0	0	19	0	0	6	6	7	(2) 警報・注意報発表状況 <table><tr><th>年 月</th><th>警 報</th><th colspan="4">注 意 報</th><th colspan="5">注 意 報</th></tr><tr><th></th><th></th><th>大 雨</th><th>洪 水</th><th>暴 風</th><th>その他</th><th>大 雨</th><th>洪 水</th><th>雷</th><th>強 風</th><th>その他</th></tr><tr><td>平成21年</td><td>15</td><td>6</td><td>6</td><td>1</td><td>2</td><td>302</td><td>45</td><td>44</td><td>60</td><td>42</td><td>106</td></tr><tr><td>22</td><td>6</td><td>4</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>256</td><td>46</td><td>46</td><td>61</td><td>33</td><td>70</td></tr><tr><td>23</td><td>16</td><td>7</td><td>7</td><td>1</td><td>1</td><td>252</td><td>37</td><td>35</td><td>74</td><td>25</td><td>80</td></tr><tr><td>24</td><td>28</td><td>13</td><td>11</td><td>3</td><td>1</td><td>267</td><td>45</td><td>41</td><td>68</td><td>36</td><td>77</td></tr><tr><td>25</td><td>10</td><td>5</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>229</td><td>33</td><td>32</td><td>53</td><td>30</td><td>81</td></tr><tr><td>25年 1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>15</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>12</td></tr><tr><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>15</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>6</td><td>8</td></tr><tr><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>27</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>18</td></tr><tr><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>25</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>7</td><td>11</td></tr><tr><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>11</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>7</td></tr><tr><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>15</td><td>3</td><td>3</td><td>7</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>7</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>31</td><td>8</td><td>8</td><td>13</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>8</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>26</td><td>8</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>9</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>27</td><td>8</td><td>8</td><td>4</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>10</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>15</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>11</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>15</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>2</td><td>7</td></tr><tr><td>12</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td></tr></table>	年 月	警 報	注 意 報				注 意 報							大 雨	洪 水	暴 風	その他	大 雨	洪 水	雷	強 風	その他	平成21年	15	6	6	1	2	302	45	44	60	42	106	22	6	4	2	0	0	256	46	46	61	33	70	23	16	7	7	1	1	252	37	35	74	25	80	24	28	13	11	3	1	267	45	41	68	36	77	25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81	25年 1	0	0	0	0	0	15	0	0	1	2	12	2	0	0	0	0	0	15	0	0	1	6	8	3	0	0	0	0	0	27	1	1	3	4	18	4	0	0	0	0	0	25	1	1	5	7	11	5	0	0	0	0	0	11	0	0	2	2	7	6	0	0	0	0	0	15	3	3	7	0	2	7	2	1	1	0	0	31	8	8	13	0	2	8	4	2	2	0	0	26	8	8	9	0	1	9	4	2	2	0	0	27	8	8	4	2	5	10	0	0	0	0	0	15	3	2	3	3	4	11	0	0	0	0	0	15	1	1	4	2	7	12	0	0	0	0	0	7	0	0	1	2	4	情報の整理
年 月	警 報	注 意 報				注 意 報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		大 雨	洪 水	暴 風	その他	大 雨	洪 水	雷	強 風	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
平成20年	16	9	7	0	0	272	52	55	60	24	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
21	15	6	6	1	2	302	45	44	60	42	106																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
22	6	4	2	0	0	256	46	46	61	33	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
23	16	7	7	1	1	252	37	35	74	25	80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
24	28	13	11	3	1	267	45	41	68	36	77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
24年 1	0	0	0	0	0	13	0	0	0	3	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2	1	0	0	0	1	13	0	0	3	0	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3	0	0	0	0	0	28	1	1	2	5	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
4	0	0	0	0	0	24	2	2	7	2	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5	0	0	0	0	0	20	1	1	6	5	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6	8	4	2	2	0	34	8	6	12	8	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
7	0	0	0	0	0	23	7	7	7	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8	10	5	5	0	0	27	10	10	7	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9	7	3	3	1	0	33	11	9	9	3	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
10	2	1	1	0	0	17	3	3	3	3	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
11	0	0	0	0	0	16	2	2	6	0	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
12	0	0	0	0	0	19	0	0	6	6	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
年 月	警 報	注 意 報				注 意 報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		大 雨	洪 水	暴 風	その他	大 雨	洪 水	雷	強 風	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
平成21年	15	6	6	1	2	302	45	44	60	42	106																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
22	6	4	2	0	0	256	46	46	61	33	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
23	16	7	7	1	1	252	37	35	74	25	80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
24	28	13	11	3	1	267	45	41	68	36	77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
25年 1	0	0	0	0	0	15	0	0	1	2	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2	0	0	0	0	0	15	0	0	1	6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3	0	0	0	0	0	27	1	1	3	4	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
4	0	0	0	0	0	25	1	1	5	7	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5	0	0	0	0	0	11	0	0	2	2	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6	0	0	0	0	0	15	3	3	7	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
7	2	1	1	0	0	31	8	8	13	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8	4	2	2	0	0	26	8	8	9	0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9	4	2	2	0	0	27	8	8	4	2	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
10	0	0	0	0	0	15	3	2	3	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
11	0	0	0	0	0	15	1	1	4	2	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
12	0	0	0	0	0	7	0	0	1	2	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

頁	行	修 正 前	修 正 後						備 考
		資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成 23 年修正）						名、家屋一部 損壊8棟、床 下浸水4棟 ③県内全域 ④約 5 億円	
			資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成 26 年修正）						

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
196	25	資料 5 東海地方に影響のあった主な台風 (追加) 資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成 25 年修正）	資料 5 東海地方に影響のあった主な台風 23 平成25 年9 月16 日の台風第18 号9 月13 日3 時に小笠原の近海で発生した台風第18 号は、日本の南海上を北西に進みながら14 日9 時に大型となり、15 日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16 日8 時前に愛知県豊橋市付近に上陸した（8 時の中心気圧は970hPa）。台風は上陸後も勢力を維持したまま北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て16 日18 時には三陸沖に達した。 愛知県では、14 日夜から台風の北側の雨雲がかかりはじめ、15 日夕方にかけて所々で雨が降ったが、15 日夜遅くから県内全域で雨となった。台風本体の雨雲がかかった16 日朝には、東部を中心に非常に激しい雨が降り、特に豊田市小原では16 日9 時6 分までの1 時間に96.0 ミリの猛烈な雨が降り、観測開始以来の極値を更新した。降り始め（14 日21 時）から16 日16 時までの降水量は、豊田市阿蔵で321 ミリを観測した。解析雨量では、9 月16 日16 時までの48 時間に、豊田市東部付近、新城市付近、設楽町付近で約350 ミリとなった。風については、15 日午後から南東よりの風が強まり、16 日朝にかけ海上を中心に南東の非常に強い風が吹いた。また、台風の通過後は、北西の非常に強い風が吹いた。豊橋市豊橋では、最大瞬間風速39.4 メートル（16 日07 時20 分）を記録した。海上では15 日早朝から波やうねりが高くなり、16 日は大しけとなった。 注 1（略） 資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成 26 年修正）	情報の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
199	-	東海地方に影響のあった主な台風（進路図） （追加）	東海地方に影響のあった主な台風（進路図）  平成 25 年 9 月の台風 18 号	情報の追加

頁	行	修 正 前							修 正 後							備 考		
201	1	資料 7 水こう門							資料 7 水こう門							情報の整理		
		位置	名称	管理責任者	巡視責任者	排水樋門			構造	位置	名称	管理責任者	巡視責任者	排水樋門			構造	
		高さ(m)	幅(m)	数	高さ(m)	幅(m)	数											
		御幸町 (庄内川)	排水樋門	国土交通省	上下水道部長	(略)			鋼製手動式 スルゲート	御幸町 (庄内川)	排水樋門	国土交通省	上下水道部長	(略)			鋼製手動式 スルゲート	
		松河戸町 (庄内川)		国土交通省 春日井市	建設部長	鋼製電動式 スルゲート	松河戸町 (庄内川)	国土交通省 春日井市	手動巻上									
		中切町 (庄内川)		春日井市		鋼製自動巻 上式 スルゲート	中切町 (庄内川)	建設部長	鋼製自動巻 上式 スルゲート									
		神領町 (庄内川)				鋼製手動巻 上式 スルゲート	神領町 (庄内川)		鋼製手動巻 上式 スルゲート									
		熊野町北 (庄内川)			上下水道部長	鋼製電動式 スルゲート	熊野町北 (庄内川)		鋼製電動式 スルゲート									
		熊野町 (内津川)			建設部長		熊野町 (内津川)											
		桜佐町 (内津川)		桜佐町 (内津川)														
		勝川町 (地藏川)	転倒堰	愛知県		木製手動式	勝川町 (地藏川)	転倒堰	愛知県		木製手動式							
		(追加)								林島町 (地藏川)	排水樋門	1.35	1.60	1	フロートゲートストラ イトゲート手 動巻上併設			
		桜佐町 (庄内川)	排水樋門	上条用 水土地 改良区	産業部長	(略)			鋼製手動式 スルゲート	桜佐町 (庄内川)	排水樋門	上条用 水土地 改良区	産業部長	(略)			鋼製手動式 スルゲート	
		熊野町 (庄内川)		高貝用 水土地 改良区		熊野町 (庄内川)	高貝用 水土地 改良区											
		大留町 (庄内川)				大留町 (庄内川)												
		上条町 (庄内川)				上条用 水土地 改良区		上条町 (庄内川)		上条用 水土地 改良区								
大手町 (新木津用水)	木津用 水土地 改良区	鋼製電動2 談式 スルゲート				大手町 (新木津用水)		木津用 水土地 改良区		鋼製電動式 スルゲート								

頁	行	修 正 前						修 正 後						備 考
		朝宮町 (新木津用水) (追加)					鋼製電動式 スループート	朝宮町 (新木津用水)						
								桜佐町 (内津川)		上条用 水土地 改良区	5.89	2.9	1	
201	35	資料 8 移動用排水ポンプ						資料 8 移動用排水ポンプ						情報の整理
		建設部	3	12	13	4 (1.5)		建設部	3	15	13	4 (1.5)		
206	1	資料 9 災害対策本部組織体制・事務分掌						資料 9 災害対策本部組織体制・事務分掌						対策の整理
		部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌				部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌				
		救護福祉部 (略)	「救護班」 (略)	<u>1</u> 指定避難所配備職員の開設避難所への職員の派遣に関すること。 <u>2</u> 救護所の開設、診療、助産に関すること。 <u>3</u> 医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関すること。 <u>4</u> 医薬品、医療材料の調達及び供給に関すること。 <u>5</u> 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 <u>6</u> 被災者の保健医療及び保健相談に関すること。 <u>7</u> 伝染病の予防(防疫対策を除く。)に関すること。 <u>8</u> その他保健医療に関すること。				救護福祉部 (略)	「救護班」 (略)	<u>1</u> 救護所の開設、診療、助産に関すること。 <u>2</u> 医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関すること。 <u>3</u> 医薬品、医療材料の調達及び供給に関すること。 <u>4</u> 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 <u>5</u> 被災者の保健医療及び保健相談に関すること。 <u>6</u> 伝染病の予防(防疫対策を除く。)に関すること。 <u>7</u> その他保健医療に関すること。 <u>8</u> 開設避難所への保健師、看護師等の派遣に関する				

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
						<u>こと。（避難部と協働する。）</u> <u>9 保育園児の安全対策に関すること。</u> <u>10 保育施設等の被害調査及び復旧に関すること。</u> <u>11 指定避難所配備職員の開設避難所への職員の派遣に関すること。</u>		
		「要配慮者班」 (略)	<u>1 指定避難所配備職員の開設避難所への職員の派遣に関すること。</u> <u>2 要配慮者避難支援に関すること。（区・町内会・自治会長への電話連絡は、情報管理部広報伝達班と協働する。）</u> <u>3 その他要配慮者対策に関すること。</u> <u>4 開設避難所への保健師、看護師等の派遣に関すること。（避難部と協働する。）</u> <u>5 保育園児の安全対策に関すること。</u> <u>6 保育施設の等の被害調査及び復旧に関すること。</u> <u>7 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</u> <u>8 義援金の募集及び配分に関すること。</u> <u>9 災害弔慰金等に関すること。</u>		「要配慮者班」 (略)	<u>1 要配慮者避難支援に関すること。（区・町内会・自治会長への電話連絡は、情報管理部広報伝達班と協働する。）</u> <u>2 その他要配慮者対策に関すること。</u> <u>3 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</u> <u>4 義援金の募集及び配分に関すること。</u> <u>5 災害弔慰金等に関すること。</u>		

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
				<u>10</u> 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 <u>11</u> その他被災者の福祉に関すること。			<u>6</u> 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 <u>7</u> その他被災者の福祉に関すること。 <u>8</u> <u>指定避難所配備職員の開設避難所への職員の派遣に関すること。</u>	
207	24	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	対策の整理
		会計部 (略)	会計課	1 義援金、見舞金の出納に関すること。 2 災害応急関係費の支払いに関すること。 3 その他経費の支払いに関すること。 (追加)	会計部 (略)	会計課	1 義援金、見舞金の出納に関すること。 2 災害応急関係費の支払いに関すること。 3 その他経費の支払いに関すること。 <u>4 災害初期にあたっては動員部の要請に基づき、他の業務につくこと。</u>	

